

第 4 日

1. 平成26年 6 月20日 午前10時00分招集
2. 平成26年 6 月20日 午前10時00分開議
3. 平成26年 6 月20日 午後 4 時20分閉会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 和水町役場議場

6. 本日の応招議員は次のとおりである。(14名)

1 番 生 山 敬 之	2 番 森 潤 一 郎	3 番 蒲 池 恭 一
4 番 豊 後 力	5 番 荒 木 政 士	6 番 松 村 慶 次
7 番 小 山 暁	8 番 高 巢 泰 廣	9 番 庄 山 忠 文
10 番 池 田 龍之介	11 番 杉 村 幸 敏	12 番 笹 渕 賢 吾
13 番 荒 木 拓 馬	14 番 杉 本 和 彰	

7. 本日の不応招議員は次のとおりである。(0名)

な し

8. 本日の出席議員は応招議員と同じである。
9. 本日の欠席議員は不応招議員と同じである。
10. 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事 務 局 長	松 尾 裕 二	書 記	前 田 聡 子
---------	---------	-----	---------

11. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

町 長	福 原 秀 治	教 育 長	小 出 正 泰
総 務 課 長	高 木 洋一郎	総 合 支 所 長 兼 住 民 課 長	松 尾 憲 成
会 計 管 理 者	隈 部 久美子	企 画 課 長	今 村 裕 司
建 設 課 長	池 田 宝 生	経 済 課 長	坂 本 政 明
税 務 住 民 課 長	石 原 民 也	健 康 福 祉 課 長	堤 一 徳
学 校 教 育 課 長	吉 田 収	社 会 教 育 課 長	有 富 孝 一
特 別 養 護 老 人 ホ ー ム 施 設 長	石 原 恵 一	町 立 病 院 事 務 長	豊 後 正 弘
事 業 課 長	山 下 仁	福 祉 課 長	坂 本 誠 司

-
12. 議事日程

- | | | |
|------|-------|-------------------------------------|
| 日程第1 | 承認第4号 | 専決処分の承認について（和水町税条例等の一部を改正する条例） |
| 日程第2 | 承認第5号 | 専決処分の承認について（和水町国民健康保険税条例の一部を改正する条例） |
| 日程第3 | 承認第6号 | 専決処分の承認について（平成25年度和水町住宅用地造成事業会計 |

補正予算（第 1 号）

日程第 4 議案第 30 号 和水町新築住宅及び新築賃貸住宅に対する固定資産税の減免条例の一部改正について

日程第 5 議案第 31 号 和水町社会教育委員設置条例及び和水町公民館条例の一部改正について

日程第 6 議案第 32 号 平成 26 年度和水町一般会計補正予算（第 1 号）

日程第 7 議案第 33 号 平成 26 年度和水町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第 1 号）

日程第 8 議案第 34 号 平成 26 年度和水町簡易水道事業会計補正予算（第 1 号）

日程第 9 議案第 35 号 町道の路線認定について

日程第 10 同意第 3 号 和水町固定資産評価員の選任について

日程第 11 報告第 1 号 平成 25 年度和水町一般会計繰越明許費繰越計算書について

日程第 12 報告第 2 号 平成 25 年度株式会社菊水ロマン館の決算報告について

日程第 13 報告第 3 号 平成 25 年度株式会社肥後元気村の決算報告について

日程第 14 陳情等の常任委員長報告について

日程第 15 閉会中の継続審査について（建設経済常任委員会）

日程第 16 閉会中の継続調査について（各委員会）

日程第 17 議員派遣の件

追加日程第 1 発議第 2 号 建設業におけるアスベスト被害者の救済と被害の根絶に関する意見書提出について

開議 午前 10 時 00 分

○議長（杉本和彰君） 起立願います。おはようございます。

御着席ください。

これから本日の会議を開きます。

本日は上程された議案に対する審議採決となっております。

日程第 1 承認第 4 号 専決処分の承認について

（和水町税条例等の一部を改正する条例）

○議長（杉本和彰君） 日程第 1、承認第 4 号「専決処分の承認について（和水町税条例等の一部を改正する条例）」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

12 番 笹渕賢吾君

○12 番（笹渕賢吾君） 今回の提案は、地方税法の一部を改正する法律が先の国会、25 年度中の国会で決まったということもあって今回の条例改正と提案というふうなことだと思います。今回の内容については、消費税の増税、5 % から 8 % への増税に伴っての法人住民税、あるいは軽自動車税、こういったものの変更と改正という形で出されているかと思います。内容については、

提案理由の中でありましたけれども、主なものについては法人住民税の法人税率、税割の税率、これを12.3%から9.3%に2.6%引き下げると、それから軽自動車税の見直しということで四輪の自動車乗用車、現在は7,200円ですが、これを1万800円に引き上げると、それから四輪の自家用貨物車4,000円現行から5,000円に引き上げるといふことと、それから原付、軽二輪ですが、原付については現在50cc以下が1,000円ですがこれを2倍の2,000円に引き上げると、それから軽二輪が125cc超から250cc以下まで現在2,400円が3,600円に引き上げると1.5倍かということだと思います。こういった国の法律に改正ですね、町の方で提案されるということでは仕事としてですね、課長もやらなければならない部分もあるかと思しますので、その辺はいいとして法人住民税、法人割、税割の控除、是非この法人税関係する業者というのが町内には何社あるのかお聞きします。

○議長（杉本和彰君）

税務住民課長 石原民也君

○税務住民課長（石原民也君） 笹渕議員の御質問にお答えします。今、これあの平成25年度の申告分ということですが、町内登録には190社ほどありますけど、法人割で対象になっているのが68社、25年申告分ということで、はい。その決算額で法人割で1,329万9,600円。それから平成24年度で72社2,005万5,000円という形になっております。以上です。

○議長（杉本和彰君）

12番 笹渕賢吾君

○12番（笹渕賢吾君） そうしますと、2.6%引き下げというふうにこれなりますが平成25年度対象でいいわけですが、ここで計算しますといくらぐらいの引下げになるか、計算されているんだったらお聞きをしたいというふうに思います。

○議長（杉本和彰君）

税務住民課長 石原民也君

○税務住民課長（石原民也君） 今申しました、25年度法人税割の調定額は、25年の2月1日から26年1月31日までの事業年度の終了する法人ということで、4月県のほうに報告した分ですけど、その分で一応税率が2.6%減額したケースですけど、この適応というのは26年10月事業の開始する事業年度ということに適応ということですので、結果的には27年の10月以降税額が変更してくるわけですけど、そもそも事業年度ごとに業者の方が決算として出しますので額はわかりませんが、25年度の額で引き直したところで、2.6%引き直したところで申しますと、約274万ほど減額というかたちになっております。以上です。

○議長（杉本和彰君）

12番 笹渕賢吾君

○12番（笹渕賢吾君） もう一遍聞きますが、負担が増える軽自動車税とか、部分、それでだいたいどれくらい増額になるのかと、ということで最後に聞きたいんですが、3回目でもありますので、私はこの、法人住民税関係では、190社のうち、68社、3分の1が恩恵を受けるといいますか、引下げで、274万円と、25年度に換算して、そういうことであると思いますけども、負担増が、そ

の分、消費税増税に関して、町民の方に軽自動車税、それからバイク、こういったところに、押し寄せてくるということがありますので、私はこれには、賛成はできないともちろん国の改正によって、致し方ない部分もあるかと思いますが、町民の負担増になることには、反対ということを書いておきたいというふうに思います。

○議長（杉本和彰君）

税務住民課長 石原民也君

○税務住民課長（石原民也君） 笹淵議員の先ほど御質問されました軽自動車の件で、御説明いたします。平成26年度の、課税台数は、原付二輪で1,646台、小型特殊農耕用で、1,491台、軽四輪で5,697台、税額にして3,796万3,900円でございます。今回税率改正で平成27年度より引上げ分は、原付二輪、小型特殊、農耕用で、平成26年の課税台数から積算しますと、368万3,400円の増額となります。ただし、この数値は、今後廃車、また新規登録等がありますと変わってきますので、税額が変更ということになります。以上でよろしいですか。

○議長（杉本和彰君）

11番 杉村幸敏君

○11番（杉村幸敏君） この税の改正については、国が決めたことですので、本当に仕方ないですが、本当に税の引上げで日本全国、庶民の方々が、大変負担が多くなるということでございます。そういうことで、一応私は、これには、反対はしませんが、この税の上がった分は専決処分でございますので、もう3月31日付けであつとりますので、この税の制度について町民への周知は、どぎゃんかしてありますか。

○議長（杉本和彰君）

税務住民課長 石原民也君

○税務住民課長（石原民也君） 事前の周知は、ちょっとそこを確認しておりませんので、またあとで確認しますが、納付書と通知分の中には改正分のところで書いてはあと思うんですが、ちょっとそこは確認してから、また休憩あとの分で報告をしたいと思います。よろしいですか。

○議長（杉本和彰君）

11番 杉村幸敏君

○11番（杉村幸敏君） 今日の議会が終わらんこつにはなかなか、やりにくい面もあるかと思いますが。是非、町民の方にも税の引上げですので、ひとつ周知されますようお願いをしときます。以上です。

○議長（杉本和彰君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 質疑なしと認めます。これで質疑は終わります。

これから討論を行います。討論、ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから承認第4号、専決処分の承認について、和水町税条例等の一部を改正する条例を採決

します。この採決は起立によって行います。

承認第4号について、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（杉本和彰君） 起立全員です。すみません。間違えました。起立多数です。
したがって、承認第4号は、承認することに決定しました。

日程第2 承認第5号 専決処分の承認について

(和水町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)

○議長（杉本和彰君） 日程第2、承認第5号「専決処分の承認について（和水町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

12番 笹淵賢吾君

○12番（笹淵賢吾君） これも先ほどのものと同じであります。専決処分として3月31日に、されて今回13日、6月13日提出ということで、町長が変わってますけども、こういう形で提案をされております。中身をみますと、やっぱり国保税関係で、後期高齢者医療者支援金、こういった課税額、こういった中の最高限度額が14万円から16万円に引き上げられるということと、それから介護給付金の課税額、これも最高限度額が12万円から14万円に引き上げられるという内容となっております。ひとつお聞きをしたいのは、14万円から16万円に後期高齢者医療の部分とそれから介護保険関係で、12万から14万にあがる部分の最高限度額の対象者、それと今までの最高限度額じゃなかった、14万円と12万円でなかった人たちの階層、所得層といいますか、そういったところの引上げというのは、どれくらいに変わってくるのか、そういったのが、まだわかってないかもしれませんけども、わかってたら、お聞きしたいと思います。

○議長（杉本和彰君）

税務住民課長 石原民也君

○税務住民課長（石原民也君） 健康保険税の、本算定は7月1日ということですが、26年度の見込みということで6月10日付けで仮算定で、しておりますが、国保被保険者世帯1,823世帯ございます。人数が3,411人でございますが、うち後期高齢者支援分で引き上げられた分で、13世帯、人数にして61人、119万1,936円減額ということになります。介護支援分で引き上げられた分は5世帯、10人、12万6,363円ということでございます。以上です。

○議長（杉本和彰君）

12番 笹淵賢吾君

○12番（笹淵賢吾君） そうしますと、まだ計算されてないかもしれませんが、当初の、後期高齢者関係でいいますと、14万円の限度額の人が今言われたような、人数と金額になるかと思うんですが、それよりも若干下の部分とかの、所得層、これで引き上がった分というのは、ありますでしょうか。

○議長（杉本和彰君）

税務住民課長 石原民也君

○税務住民課長（石原民也君） 資格が移動しますので、ちょっとはつきりはいいいませんが、昨年の分で、16世帯ということですので、3世帯分くらいは、限度額が上がった分で、限度が下がってるということですね。その世帯分はですね、ということです。

○議長（杉本和彰君）

12番 笹渕賢吾君

○12番（笹渕賢吾君） 最高限度額の世帯だけではなくて、その下の部分も若干上がってる部分があるんじゃないかという答弁だったというふうに思います。私はこれまでも言ってきましたが、最高限度額の引上げというのは、だいたいそんなに後期高齢者にすれば、所得は増えてないわけですね。利率としての負担が増えるだけであって、所得は増えない中での引上げという分になるかと思うので、私はこの提案には反対という態度を表明しておきたいというふうに思います。

○議長（杉本和彰君）

税務住民課長 石原民也君

○税務住民課長（石原民也君） はい。失礼しました。限度額の引上げとともに、今回改正で、5割軽減と2割軽減の軽減の方の制度が、改正となっております。その部分の、ちょっと数字を御紹介しますが、5割軽減の基準で世帯主を含めた場合、医療支援介護で285世帯、596人、1,127万2,250円の減額ということになっております。2割軽減の基準で、被保険者に乗ずる金額を35万から45万に上げた関係で、医療支援介護で、209世帯、468人、348万1,680円の減額というかたちになっております。その分の世帯については、幾分かは国保世帯について、軽減というかたちでなってると思いますけど。以上です。

○議長（杉本和彰君） ほかに質疑はありませんか。

11番 杉村幸敏君

○11番（杉村幸敏君） この専決処分については、国民健康保険、大変高い金額になります。そういうことでどこでも、赤字が出て問題になってます。我が町だけではとてもやっていけない。介護保険もそういうことでございます。やっぱり、県あたりも考えていただいて、県一本で介護保険とか国民健康保険、そのような動きもありますが、ひとつもう少しそういう声を町長におかれましては、大にしてひとつ、町長のお気持ちは十分、ねじりはちまきでいくという気持ちでございまして、やっぱり県とかそこらへんも、一番首長がつないでいただきたいと、これは要望でございまして、強く、市町村単位ではどこもやっていけないというのは、どこも一緒でございまして、そういうことをひとつ是非要請をしていただきたいと、これには賛成をしますが、私はそのように思います。

○議長（杉本和彰君）

町長 福原秀治君

○町長（福原秀治君） はい。今の杉村議員の御指摘といいますか、アドバイスといいますか、2市4町、逆にいえばまとまりまして、対応していきたいと考えます。よろしくお願いいたします。

す。

○議長（杉本和彰君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶものの多数）

○議長（杉本和彰君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶものの多数）

○議長（杉本和彰君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから承認第5号、専決処分の承認について、和水町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を採決します。この採決は起立によって行います。

承認第5号について、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（杉本和彰君） 起立多数です。

したがって、承認第5号は、承認することに決定しました。

日程第3 承認第6号 専決処分の承認について

（平成25年度和水町住宅用地造成事業会計補正予算（第1号））

○議長（杉本和彰君） 日程第3、承認第6号「専決処分の承認について（平成25年度和水町住宅用地造成事業会計補正予算（第1号）」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶものの多数）

○議長（杉本和彰君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶものの多数）

○議長（杉本和彰君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから承認第6号、専決処分の承認について、平成25年度和水町住宅用地造成事業会計補正予算（第1号）を採決します。この採決は起立によって行います。

承認第6号について、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（杉本和彰君） 起立全員です。

したがって、承認第6号は、承認することに決定しました。

日程第4 議案第30号 和水町新築住宅及び新築賃貸住宅に対する固定資産税の減免条例の一部改正について

○議長（杉本和彰君） 日程第4、議案第30号「和水町新築住宅及び新築賃貸住宅に対する固定資産税の減免条例の一部改正について」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

11番 杉村幸敏君

○11番（杉村幸敏君） この減免の件については、大変よい制度でございます。これは28年3月31日まで延期ということで、今まで現在何戸ぐらい減免があつとりますか。その数字を教えてください。

○議長（杉本和彰君）

企画課長 今村裕司君

○企画課長（今村裕司君） それでは、杉村議員さんの御質問にお答えします。今回平成26年度で減免する件数を申し上げますと、80件で金額的に431万1,603円を減免することにしてます。毎年3年減免とか5年減免というかたちになりますので、重なってきますけど、今の26年度に減免する件数と金額でございます。実際25年度に建った件数が普通の住宅で29件、それから賃貸住宅が2件、建っております。それから24年度の建築の状況を申しますと、通常の新築住宅が19件、それからまた、新築住宅の有料住宅といいますか、そういう住宅が2棟、合計の21戸建ってます。そういう状況でございます。以上です。

○議長（杉本和彰君）

11番 杉村幸敏君

○11番（杉村幸敏君） 説明を受けましたら大変、アパートもそういうことで新築をして、私は心配をしておりましたが、ほとんど満杯というのは、民間のアパートもそういう話を聞いたりします。これは定住促進の面から民間の活力をひとつ、するためには、こういう減免措置を、これは28年の3月ですが、これは2年間というのはなんか、根拠はありますか。2年間で3年、4年とか、そういう考えはなかったわけですか。

○議長（杉本和彰君）

企画課長 今村裕司君

○企画課長（今村裕司君） 今回2年間、平成28年3月31日までと、2年間延長するのは、この減免制度は地方税法で減額措置をされた残りの部分を町の方で減免するかたちになってます。それで、地方税法の方が減額措置が平成28年3月31日までと延長になりました関係で、町の条例の方も28年3月31日まで延長したというふうになります。以上です。

○議長（杉本和彰君）

11番 杉村幸敏君

○11番（杉村幸敏君） はい。それは、そういうからみがあるなら、もう仕方ないと思いますけど、私の気持ち的には、もう少し長くして、人口を多くして交付税きますので、人間に対してもきますので、そこら辺を思ったわけでございます。ジョイフルのそば辺りアパートができとります。本当にもう若い人がいっぱいだそうでございます。聞いてみますと満杯ということです。あぎゃんアパートができて、人間のいっとがあるのだろかと思い、心配しとりましたが、やっぱり若い人はインターネットで見てから、和水町はそういう減免があるならこっちに来たいとか、子育て関係があるなら、高校生まで無料だから、和水町に住みたいと、そういう若い人が玉名とかあちこちから参っておられます。大変よい制度だと思いますので、今後とも継続をしていくように

要望しておきます。

○議長（杉本和彰君）

町長 福原秀治君

○町長（福原秀治君） 杉村議員にお答えいたします。ただいま企画課長が御説明いたしましたように本来は、もうちょっと長い期間をとりたかったんですけども、からみもございまして、2年間ということで、そういう意味では御指摘のとおり、なるべく定住促進につながりますように、また移入人口も増えますように、講じてまいりたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（杉本和彰君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第30号「和水町新築住宅及び新築賃貸住宅に対する固定資産税の減免条例の一部改正について」を採決します。この採決は起立によって行います。

議案第30号について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（杉本和彰君） 起立全員です。

したがって、議案第30号は、原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第31号 和水町社会教育委員設置条例及び和水町公民館条例の一部改正について

○議長（杉本和彰君） 日程第5、議案第31号「和水町社会教育委員設置条例及び和水町公民館条例の一部改正について」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

7番 小山 暁君

○7番（小山 暁君） 議案第31号の条例の一部を改正する条例の中で、今回第2条、委嘱の基準を新設する条文が提案されていますが、その条文中の、「学識経験者のある者の中から教育委員会が委嘱する」となっておりますね。ここのところはあくまでも、新旧対照表のとおり、「学識経験のある者」としないと、条文として体をなさないと思いますが、お尋ねします。

○議長（杉本和彰君） 執行部の答弁を求めます。

社会教育課長 有富孝一君

○社会教育課長（有富孝一君） 小山議員の言われるとおり、議案のほうの「学識経験者」の「者」というのは、誤りでございます。削除する必要がございます。

○議長（杉本和彰君）

7番 小山 暁君

○7番（小山 暁君） ただいま削除するということでございますが、条例やこの条文の改正につきましては、簡単に修正できませんので、提案する場合はこと慎重にやっていただきたい。特に一言一句、意味内容が変わってきますので、今後その辺を厳しく、ただしていただきますようお願いいたします。以上です。

○議長（杉本和彰君）

社会教育課長 有富孝一君

○社会教育課長（有富孝一君） はい。大変失礼いたしました。

○議長（杉本和彰君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第31号「和水町社会教育委員設置条例及び和水町公民館条例の一部改正について」を採決します。この採決は起立によって行います。

議案第31号について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（杉本和彰君） 起立全員です。

したがって、議案第31号は、原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第32号 平成26年度和水町一般会計補正予算（第1号）

○議長（杉本和彰君） 日程第6、議案第32号「平成26年度和水町一般会計補正予算（第1号）」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

10番 池田龍之介君

○10番（池田龍之介君） はい。10番。一般会計の補正ですけれども、総務課長にお聞きします。予算の算定、査定、これはどういう方法でやっておられるのか、各課でとりまとめたのを、総務課が総括して提案されるのか。それをお聞きしたい。

○議長（杉本和彰君）

総務課長 高木洋一郎君

○総務課長（高木洋一郎君） 池田議員の御質問にお答えをいたします。今おっしゃられましたとおり、現課から、各課から予算の要求、まず担当から具体的に言いますと、担当課ごとに予算の要求がございまして、その課において一旦一次査定、課長査定を行った上で、財政担当のほうに予算の要求がございまして、その後財政担当で、歳入歳出のバランスですとか、財源等の調整をいたしまして、私も見まして、その後町長の査定を受けるという一般的な流れでございまして、

○議長（杉本和彰君）

10番 池田龍之介君

○10番（池田龍之介君） 今年は4年に1回、当初予算が、骨格予算でしょ。骨格予算というのは、絶対本年度必要とする予算だけを計上するのが、骨格予算であると思います。各課で査定をするならば各過程の課長が退職者であるなら、それは除外するべきでしょ。今朝、議会の始まる前、全協の中で総務課長は、資料の訂正を申し出られましたね。その中で人件費、減額はいくらかですか。1,400万ですよ。職員手当400万ですよ。合わせると1,800万円。そういう馬鹿な予算の組み方をなぜするのですか。おたくらはプロでしょうが。まだ2カ月も経ってないのに1,800万円も人件費の減額でありますか。各課が、予算を組みあげて持ち上がるならば、各課の課長がテレっとしとっとですたい。言葉は悪いですけど、もうちょっとしっかりせえよ。

○議長（杉本和彰君）

総務課長 高木洋一郎君

○総務課長（高木洋一郎君） まずは、お断りを申し上げます。誠に申し訳ございません。なお、給与につきましては、総務課の方で査定をしておりますので、それは申し添えておきたいと思います。今回、異動、それから先ほど申されましたように退職者の等のからみもございました。おっしゃるとおり大変失礼をいたしました。お詫びを申し上げます。

○議長（杉本和彰君）

10番 池田龍之介君

○10番（池田龍之介君） もう3回目ですので、あんまり言いたくありませんけれども、退職者がおるなら除くべきです。違いますか。新規採用というのは、当初予算を組む時にわかっておればですよ、それを勘案したところで予算計上されてもいいですけども、もしわからなかったら4月以降、新年度に入って補正を組むべきでしょ。それがもしわかっておればですけど、組んで、私が言いたいのは、骨格というのは、普通の年と違って、骨格予算というのは、本当にいるのだけをあげて組むのが骨格予算だと私は思うから、あえて言うわけですよ。じゃちょっとまた質問を変えます。

建設課長にお尋ねいたします。補正があがってる中に、町道の道路改良が入っておると思います。町道の道路改良の路線名を教えてください。

○議長（杉本和彰君）

建設課長 池田宝生君

○建設課長（池田宝生君） はい。それでは池田議員の質問にお答えいたします。改良工事といえますか、一応補助関係で、江田高野線の測量設計、用地補償で、補助事業として、1件あげております。それから町単独分として龍の草線、それから中路皆行原線、それから久米野東小線、それから西光寺中林線、それから岩線、桃ノ木線、坂本上和仁線、真弓線、用地補償関係で、久井原ニュータウン2号線、天神原線、以上でございます。

○議長（杉本和彰君）

10番 池田龍之介君

○10番（池田龍之介君） 課長、今の本当ですか。全部あげられましたか。大江田の公民館線と

いうのがあるはずでしょ。あるでしょ。大江田公民館線は町道ですか。まだ認定前でしょ。なんで町道の道路改良工事の中に予算が計上されるの。そぎゃんあなた方は、ええ加減に予算の編成をしよっとかい。町道認定が済んどらん道路まで、もう工事をしますて、そういう予算の組み方をするわけ。ちがうだろうもん。町道認定がはじめて終わって、工事予算を計上するのが普通だろうが。ちがうとね。ちょっと言葉は荒くなるけれど、そうでしょうもん。もうちょっと予算の編成、ぴしゃっとせえよ。あんたプロでしょうが、我々議員がわからんけんと思ってから、あぐんなよ。議員もね、みんな馬鹿じゃなかつばい。もうちょっと真剣になって、予算の編成ぐらい組んでほしい。総務課長、全課長にそれぞれ、教育をしてください。お願いしますよ。

○議長（杉本和彰君）

総務課長 高木洋一郎君

○総務課長（高木洋一郎君） 池田議員の御指摘、誠にありがとうございます。私どもも今後、気を引き締めて、業務に邁進してまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。誠に申し訳ございませんでした。

○議長（杉本和彰君）

町長 福原秀治君

○町長（福原秀治君） 池田議員、お詫び申し上げます。町長が慣れてない分もありまして、みんな一生懸命頑張ってくれたんですが、見落とし等ございましたこと、お詫び申し上げます。今後、ないように十分私と子ども注意をしてまいりますので、お許しをいただきたいと思います。

○議長（杉本和彰君）

10番 池田龍之介君

○10番（池田龍之介君） 町長までお断りのお言葉をいただきまして、今後間違いのないようにお願いをいたしときます。それとあと2点ほど、お聞きします。ひとつはこの前総務課長が合併の特別交付金のことに若干ふれられましたけれども、合併10年が算定外で、地方交付税の方に優遇措置がされております。それをあと2年ということでその後は年々減額がされていきます。11年目が9割ですか、12年目は7割、13年目は5割、そういうことで16年目に0というような格好で、合併算定外の優遇措置も終わるわけですね。それでひとつ、それにいうことを見越したところでお聞きいたします。これは今年の4月18日付けで日本経済新聞に載った記事でありますけれども、公共施設更新に民間活用ということで、総務省が向こう10年間に公共施設、庁舎、公民館、学校といったあらゆる公共施設の建て替え計画があるならば、その計画表を作りなさい。それで、計画表をつくった自治体には、交付税措置として50%、そすと町債発行、公債発行を認めます。いう文言で、多分各自治体の方に通知がきてると思います。それでそれにむけて和水町はその計画作成にあたっておられるのか。おられないのか。それをお聞きいたします。

○議長（杉本和彰君）

総務課長 高木洋一郎君

○総務課長（高木洋一郎君） 御質問にお答えいたします。公共施設の建て替えに関する計画のことだと思いますけど、今公共施設の調査はしておりますけども、まだ計画書を作成する段階に

はいたってないというふうに認識をしているところでございます。

○議長（杉本和彰君）

10番 池田龍之介君

○10番（池田龍之介君） これが、2016年度までに作り上げた自治体には費用の半分を、地方交付税、更新計画を作った自治体にだけ地方債の発行を認めると、というような文面であるかと思います。これ新聞の記事ですので、正確かどうかわかりませんが、日本経済新聞社が載せますので、多分正確なあれだろうと思います。だから総務課長のほうでも、精査されてよければ16年度までに、公共施設の向こう10年間、もしそういう建て替えとか、老朽化が激しいところがあるから計画があるということであれば、是非計画を作成していただきたい。そうしておかないと、今後そういった施設等で、建て替えたり、補修したりするときにちょっと不都合がでてくるんじゃないかと、私は心配しますので、あえてお願いを申し上げます。

○議長（杉本和彰君）

総務課長 高木洋一郎君

○総務課長（高木洋一郎君） はい。いろいろ御指導ありがとうございます。この研究を進めながら計画できるものと、できないものとあるかと思いますが、精査をしながら研究を進めてまいりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（杉本和彰君）

10番 池田龍之介君

○10番（池田龍之介君） ちょっと自分わからないもんですから、教えてください。11ページの、一般管理費、その中の13番の委託料、172万8,000円。額的には、そんなに高くないんですけども、人事評価支援委託料とあります。これはどういった事業なのか、どういったことで委託をされるのかをちょっと教えていただきたい。

○議長（杉本和彰君）

総務課長 高木洋一郎君

○総務課長（高木洋一郎君） 池田議員の御質問にお答えいたします。人事評価制度ですけれども、地方公務員法の一部が改正をされまして、2年以内に26年の5月に交付されまして、2年以内に人事評価制度を導入しなさいと、いう法律でございます。で、今般、その導入を図るための検討を始めるという委託料を計上させていただいているところです。その主なものは、制度の趣旨や目的、あるいは評価基準の検討ですとか、評価者の研修などの業務を、業者、専門の業者にお願いをして、研究していくというための予算でございます。

○議長（杉本和彰君）

10番 池田龍之介君

○10番（池田龍之介君） なかなか、人事評価をするということは、非常に難しいところがあると思います。内部ではできないから第三者、外部の専門業者に委託されたということは非常にいいことじゃないかと思います。是非このことを構築されて、これを構築することによって職員の気の引き締め方方もまた違ってきはしないかと思いますので、よろしく願いしときます。

○議長（杉本和彰君） ほかに質疑はありませんか。

7 番 小山 暁君

○7 番（小山 暁君） 7 番、小山です。今回の補正予算の中では、退職に伴う 4 月の人事異動関係の、人件費が計上されております。先ほども 1,800 万の減額補正がでてるということを報告ありましたが、参考までにお尋ねいたしますが、4 月の人事異動で、課長以下全部で何名異動があったのか、お伺いいたします。

○議長（杉本和彰君）

総務課長 高木洋一郎君

○総務課長（高木洋一郎君） 小山議員の御質問にお答えいたします。40 人程度でございます。

○議長（杉本和彰君）

7 番 小山 暁君

○7 番（小山 暁君） ただいまの総務課長の答弁では全部で 40 名程度と、40 名程度という、答弁がございましたが、本当は正確にスパッと言うていただきたかったですけど。とにかくそれで大体、確認はできましたが、これは町長にちょっとお尋ねします。町長は先日の一般質問のときに、4 月の人事異動に対して、次のように言っとられるわけですね。町長の想いだったと思いますが、異動の意図が全くみえなかったと、異動の意図が。それから最低、最低とまでは言われませんでしたけれども、とにかく適材適所の人事異動じゃなかったと思いますと、要するにまづなかったと、この異動は、ということを町長言われました。それで、それを聞いた職員が、どんな思いでそれを聞いていただろうかなと、私はその時に思った訳です。ちょっと職員にとって、そのショックじゃなかったのかなと。そこまで町長がはっきり言われましたもんですから。それで結局、さらにこういうことも町長は言われましたね。「私の目指す町長像というのは、264 名の」よかですか。「264 名の職員全員と肩を叩きあい、スクラムを組んで、町民のために頑張ろう」と、このように声高らかにおっしゃたことを私は忘れておりません。要するに奮励、努力する姿を発揮してもらいたいと、町長はおっしゃったわけですね。それでこれじゃですね、結局、職員と町長の信頼関係ですよ。そのことを受けて職員がどう思たかわかりませんが、私はそのことを受けてあんまりいい気持ちはせんとじゃなかったろかと、職員は。それは町長の率直な気持ちですから、それはそれとして認めますけど、補正予算のところこんな質疑をしたくなかったわけでございますけども、町長の想いをちょっと言ってください。

○議長（杉本和彰君）

町長 福原秀治君

○町長（福原秀治君） はい。小山議員にお答えさせていただきます。私が意図が見えない、それから、適材適所じゃなかったんじゃないかというような表現をしたということでございますが、これは、意図が見えないという、適材適所、ここの部分は、重なって、・・・と申し上げますけども、これは言うべきか言うべきじゃないか、町長として非常に迷うところでございますけれども、例えば、ある業務の部署が 3 人おります。3 人とも取り換えになりましたと。ですね、そういう場所が、業務が、3 業務ぐらいございます。ですから、そういう意味で総取っ換えしな

くちやいかん意図がみえなかったということでございます。ですから同時に私はその時に申し上げましたように、切ない思いがあるだろうけれども、これは知ったもんが誰もおらん、自分たちだけでやらないかん。切ない思いがあると思います。私だったらできんかもわかりません。それでもその場で頑張って光り輝いてくれと、今、もう乗り越えたときにこの役場が生まれ変わると、いうことも申し上げました。全く知る者のいない部署で、本当は職員というのはオールマイティじゃなくちやいかんはずです。これは小山議員も、おそらく御賛同いただけると思うんですけども、そこで、そういうそのオールマイティというところも含めまして、これ乗り越えたときにおそらく、ああ仕事というのは、頑張ってやればできるんだと、そういう達成感を持ってくれるんじゃないか、その達成感、やっぱり達成感こそが、エネルギーになると思いますので、そういう気持ちで申し上げました。264名と肩を組むというのは、申しますのは、私も小山議員承知のところ、まだできておりません。できておりませんけれども、できる限り、一人一人と心を通い合わせて頑張ってもらい、辛いも楽しいも一緒にやっていきたいなと、いう気持ちでございます。それから奮励努力、奮励努力といいますのは、ある意味で私が新米でございます。わからない部分もございます。この2カ月間過ごしまして、職員に教えられることがたくさんございました。たくさんございました。また逆に職員を叱責した部分もございます。ですから、そこは奮励努力をもし、差し支えがなければ、切磋琢磨と置き換えていただいてもよろしかろうかと思います。そういう気持ちで申し上げました。また議員さん方にとりましては、こういうところがいかにぞ、ああいうところがいかにぞ、こういうところはいいねと、いうことで、是非、お言葉を、御指摘をちょうだいいたしまして、また四字熟語を使ってしまいますけども、私職員ともども、叱咤激励を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（杉本和彰君）

7番 小山 暁君

○7番（小山 暁君） 町長の気持ちはよくわかりました。とにかく町長が、ノーサイドの笛を一日も早く鳴らしたいということをいつも言っておられますので、是非ひとつ264名の職員全員とそれこそ、肩を叩きあい、スクラムを組んで一生懸命、これから町民のために、頑張っていただきますようお願いをします。終わります。

○議長（杉本和彰君）

町長 福原秀治君

○町長（福原秀治君） はい。議長。ありがとうございます。そういう意味ではノーサイドの笛を吹き鳴らそうと、いうことで先ほどの異動でございますけども、職員を楽にさせてあげたい、それからその上に立ちます課長を楽にさせてあげたい、と同時に私が楽になりたいということであれば、即座にまた人事異動をやれば楽になるんですけども、それじゃいかんぞということで、あえて引っ張っております。一般質問等々の中で申し上げましたけども、いわゆる組織変更も、考えておりますので、これの玉つきの異動というのはやむを得ないかと思いますけども、そういう意味では、自分の意図をもって、真意をもって、職員を、非常に言葉が申し訳ございませんけども、職員としてのコマを動かすと、そういうことは一切考えておりません。よろしくお願

たします。

○議長（杉本和彰君）

総務課長 高木洋一郎君

○総務課長（高木洋一郎君） 小山議員の先ほどの御質問で私、人事異動を40数名と申し上げました。正確には44人でございます。

○議長（杉本和彰君） しばらく休憩します。11時10分から始めます。

休憩 午前10時59分

再開 午前11時17分

○議長（杉本和彰君） 休憩前に引き続き会議を開きます。先ほど、杉村議員の質問に対し答弁漏れがありました。執行部の答弁を許可します。

○税務住民課長（石原民也君） 先ほど、杉村議員より質問ありました答弁漏れにつきましてお答えいたします。先に和水町税条例承認同意をいただきましたけど、軽自動車、それから法人の周知ということですが、軽自動車につきましては27年の4月1日からの施行それから法人住民税につきましては平成26年10月1日事業開始年度の申告からということですので、正式には27年の10月からしか課税は変更になりません。そのため、随時承認同意をいただきましたのでこれから随時周知をしたいと思っておりますけど、法人の方は毎月事業所のほうに申告のお知らせということに通知を上げてますのでその中に内容通知を入れてお上げしたいと思っております。軽自動車については、広報なごみ等について今年度中早めにもう12月くらいまでには通知をいっぺん上げておきたいと思っております。また、あんまり早くすると忘れられると困りますので再度ちょうど12月くらいにやろうかと思っておりますけど。以上です。

○議長（杉本和彰君） ほかに質疑はありませんか。

○2番（森 潤一郎君） 私は、教育費の学校統合事業について若干お尋ねをいたします。先の状況の中で教育課のほうから学校建設について方針の転換があったから、菊水区域学校統合推進委員会の設置を考えておるといふふうに説明があったように思います。そのことが、この予算書の中に委員報酬あるいは費用弁償となっておるんだらうというふうに理解しておりますけど、そういうことでよろしゅうございますか。

○議長（杉本和彰君）

教育長 小出正泰君

○教育長（小出正泰君） 今、森議員のほうからお尋ねありましたように教育委員会としては基本的に平成19年度にいただきました学校規模適正化審議会の答申を受けましてそのことの3つの基本方針に基づいて学校建設を是非お願いしたいというようなことで、それに今度の町長選で方向が若干変わったということでそういうことでいずれにしても新しい学校と旧校舎を利用する等も中に入っておるようでございますのでそれで子どもたちがしっかり学べる学舎を作っていたいただければと・・・でございます。

○議長（杉本和彰君）

2 番 森潤一郎君

○2 番（森潤一郎君） そういうことであれば、今教育長の答弁の中にも、ちょっと引っかかった部分もあるんですけど、若干という言葉は方針の転換の若干という言葉が使われましたけど、私自身は福原町長誕生ということで大きく方針転換がなされたというふうに受け止めております。と申しますのは私自身この区長時代に行政の末端という立場上、用地購入の交渉事の問題に携わった、中央校区代表区長という立場から関係区の区長さん方が執行部側と公認交渉を進めて参られる中で、立会いをした経緯がございます。そういう中で、非常に区長さん方が御苦勞なされました。それは、やっぱし土地購入ということになっていきますのでいくら山と言いながらもあるいは田畑と言いながらも、やっぱし自分の財産を手放すということはやっぱ手放す側の方々からするとやっぱそれなりに対応部分が必要になってきますので、執行側はもちろんのことですけれど中に入られた区長さん方が大変な努力をされております。当時立石公民館辺りを利用しながら幾晩も、二晩三晩の話じゃありません。幾晩も集まってこうなるとどうしようか、ああなるとどうしようかというそういう話をした経緯を私自身覚えております。そういう中で、結果的には目的用地は学校用地ということで当時話は進んで行ったんです。これを、今教育長の言葉尻を捉えているわけではありませんけど、若干方向が変わりましたと、先ほど池田議員が質疑の中でちょっと厳しくおっしゃったけど、やっぱ執行部側はそのくらいしか受け止めておらんとかなあと、そうなれば私も池田議員以上よりも強く言いますよ。大変なことですよこれは。声を荒げるわけではありませんけれど、学校用地だからこそ当時の区長さん達は地権者の方々に一生懸命お願いをした。学校用地です。子どもたちのためです。て何とか御協力いただけませんかというて行政と一緒にあって御苦勞なされたんですよ。そして、出来上がった用地取得の場所です。昨日私達議員全員で全協の中で現地を視察をいたしました。本当もうあれだけ山があったのがきれいに整備をされて、見違えるような環境になつとります。どうしてここに作ることがいけないのか、いくら財源の問題があっても、なんでここがでけんどか私は今もってわかりません。あんないい環境がどこにありますか。そういう意味合いから、予算の中で出てきたこの委員会設置の問題等あたり、一昨日でしたか、一般質問の中で蒲池議員の確か町長とのやり取りの中でだったと思いますが、いわゆる、委員会のあり方学校推進委員会のあり方は、いわゆる既存の小学校施設を整備し統合を進めていく行為だけではなくて、番城に造ることも検討も含めてありなんですかというようなやり取りだったように私は受け止めております。その中で福原町長は私の受け止め方が間違ってたらかここで訂正をしていただきたいと思っておりますけど、私はその辺も含めた形で検討委員会は検討をしていただきたいというふうに思っておりますというふうにおっしゃったように思うんですけどその辺はいかがでしょうか。

○議長（杉本和彰君）

町長 福原秀治君

○町長（福原秀治君） その辺の私の表現に、森議員、表現のせいで誤解を与えましたらお詫びしなくちゃいけないんですが、統合推進委員会を組成させていただいてそれこそリストを持って

おりますけど今まで会合だけで、それこそ数え切れないほどの会合をいただいて用地の買収にいたしましてもそうであると存じます。ですから、そういう過去の経緯それから今現在の、進捗の状況これらを具に御説明してそれで私はここは私の持論でございますんで、持論と言いますかそのことをお訴えしまして押し上げていただきましたわけですから、私としては改修による統合これを御提案しましてそれで御協力をいただく、前に進める御協力をいただく、その御協力をいただく中でこれらの今までの御努力等に対しまして、ちゃんと御説明を申し上げていきたいということです。ですから、選択肢の中の一つに入れさせていただくということではございません。

○町長（福原秀治君）

2番 森 潤一郎君

○2番（森 潤一郎君） この問題は、問題が問題だけに大きゅうございます。これは、必然的に財源のやり繰りの仕方、私は今勉強中ですけどまだパーフェクトの形で財源把握が財源の動かし方を今必死になって勉強している最中ですけど、まだパーフェクトには掴んでおりません。ただですね、わかることはいわゆるこの大きな学校問題だけに大きな数字が動く問題だけにですね、その背景に複雑な要素が秘められております。先ほど申し上げた区長さん方の大変なご努力というのもその一つです。それから、先の町長選で福原町長誕生いたしましたけれども、決して圧勝ではございませんでした。そして、町長自身もやっぱその辺で、今非常に苦勞されとるのは私自身も垣間見ながら感じております。ただ、私も当時携わってきた末端としてでありましても自負の好みと好まざるに変わらず区長という立場で携わってきた以上、やっぱその流れの中で生きていかないとやっぱし私自身を自分自身を否定する形になっていくわけです。だから、あえて申し上げるんですけど、その背景にこの学校統合推進委員会の設置ひとつとってみても今お尋ねして町長は自分はやっぱしいわゆる、併設校の方法じゃなくて既存の校舎をリニューアルした形でのほうを主張したからそちらをさせてほしいという気持ちでいるということをお願いしました。そうすると、じゃあ推進委員会はそれに沿った委員会なんですかという形でしか申し上げられなくなるわけです。そうすると、じゃあ一般質問の中での蒲池議員とのやり取りは何だったのかなという私自身はそこでまた疑問を感じますし、三回目でありますのでこれを延々とやりましてもどうしようもないことですから。ただその問題が非常に複雑でそして番城グラウンドの今の状態を作り上げてくるまでにはいろんな大勢の人たちが町長さんはじめ議員の各位、あるいは教育委員会の方々皆がそして町民の代表である区長さん方、総力を挙げてあれだけの用地が今できあがったということです。だから、そのことを生かす道はないのかなというのが私の偽らない気持ちです。ただ、そこのところ今のところ何も見えません。町長もお示しになりません。だから、私としては、判断のしようがないこの学校統合事業の1億8,297万7,000円ということになってしまいました。そういうことでございますのでのちほどまた、議長の方には申し出をしております。私自身反対討論をさせていただきますからその中で私の気持ちのいったんなりを述べさせていただいて質問はこれで終わりたいと思います。

○議長（杉本和彰君）

町長 福原秀治君

○町長（福原秀治君） 有難うございます。森議員の今のお言葉の中には非常に大事なことを含んでおると、これ言葉だけじゃありません。恐らく、こういう御質問を頂戴するだろうと思ひまして、私も御答弁としまして、少しまとめてまいりました。今日は時間の制限もございませんし、ご披露させていただきたいと思いますがよろしゅうございますでしょうか。

菊水地域学校統合等の方針についてということでございます。今定例会において、またその以前において私は既存校舎を活用し改修による対応を繰り返し申し上げてまいりました。その理由は、統合校舎新築を続行し少なくとも総事業費であと40億程度は必要となるとすれば、三加和地域を合わせて学校教育のみで60億にも達しようかという財政出動をすることになります。この一時的かつ一極集中の財政支出は和水町の手持ちの基金、補助金の相対的な受給状況、地方債、公債ですね、その発行余力、これらを勘案いたしますとこの新築事業を賄うので精いっぱいだと、端的に申し上げれば賄い切れるかどうかという状況にあると判断いたすものでございます。ましては、三加和地区3小学校の教育債もあと間違いがなければ、6億円前後の返済義務を残し学校教育事業での更なる30億程度の起債、つまり借金というのはかなりの無理があるのではないかと存じます。もちろん、地方債返済についての交付税措置があることは十分承知をいたしております。しかしながら、国が借金の返済をかせしてくれるのと起債残高及び元利償還義務を有する残高とは意味合いが少し違います。皆様方御案内のとおり、公債比率が18%に達しますと、例えばこの町の運営に対し国が関与し口を出してくることになります。どういうことかと申しますと、国が関与せんこの自治体は潰れると住民を守るためには国の監視が必要というそういう判定を受けるほど、どうにもならない状態にまで財政が悪化しているということでございます。では、18%じゃなくて15%、16%、17%、それと18%がどう違うのかと実は状況は同じなのです。違いは、15、16、17%程度は自主的に借金を減らす自助努力をしなければならない。18%になると、国が財政体質の改善を半ば強制的に介入してくる。たったそれだけの違いでしかございません。私は、15%、16%、17%は18%と同等の危機的状態、つまりブラックの自治体。13%14%程度はグレーゾーン。12%前後がいわゆる、健全度をやっと保った状態であると考えております。一般質問の中で現下の和水町の財政は健全と言えるか、という御質問をいただきましたが、もちろん全く健全であると認識をいたしております。更に申し上げるならば願わくばこの状態を次世代に承継することができれば本来は理想的でございますけれども、そうはいかないということもこの町の現実でございます。現実を側して考察いたしますと、新築計画を続行して30億円の新たな借金を背負った場合、この限界性にたぶん12%近く、達するであろうと推察をいたします。これは、推察です。そうなれば、新しい事業を起こすこともなかなか容易ではございません。議員各位にこのようなことを申し上げることは、誠にあって無礼千万。釈迦に説法ではありますけれども、申し上げておりますことをよく御理解をいただける方々であればこそ申し上げているわけでございます。新築事業を行った上に、私もそして前職も掲げておられるような種々の事業を2階部分として積み上げることは、危険極まりないリスクを覚悟したうえでの冒険と言わざるを得ません。特別交付税の段階的引き下げも28年度から開始されます。可能な限りの財政の節減に意を尽くすと共に片や雇用の創出等も町民の定住促進と収入増加に向けた施策を推し進めなくてはならず、

両方を同時に進めるにはどうしても統合校舎は既存校舎の改修ベースでやらせていただくしかない。ここは少しずつの譲り合いをお願いするのもやむを得ないかと思うものでございます。再三再四申し上げますように、私ばかりではなく大多数の町民の皆様ができることなら新築校舎を子どもたちに与えてやりたい、当然のごとくそう思っておられるに相違はないと思います。しかし、客観的に見て消滅する恐れがあるというこの町の存立を考えるならば、誰かが火ダルマ役に甘んじなければならず、火中の栗を拾わなくてはなりません。その意味では、統合校舎の新築に向けて多くの皆さんに御苦勞をいただき、また学校用地ならばといって用地をご提供頂いた地権者の皆様にもただただ申し訳ございません、とお詫びを申し上げるしかございませんけれども、本定例会におきまして補正予算を御承認いただき計画を前に進ませていただける事態を迎えたならば各種の説明会なりを通じ、また地権者様をお尋ねするなりして御理解をお願いし、お詫びを申し上げるつもりでございます。それは、あえて火の中に飛び込んだ私の当然の義務でございます。ただ、それもこれも本定例会で前に進むことの御同意をいただきませんと何もできないのは森議員にもおわかりいただけると思います。また逆に菊水中学校、当時は江田中学校でございますけれどもおそらく森議員なんかはその中に含まれると思いますけれども、菊水中学校の開設にあたっては数多くの地権者の皆様が無償で土地を御提供くださり、菊水中央小学校当時の江田小学校ですね。のグラウンド整備にあたっては、今は70歳から80歳に達しようかという当時の生徒の皆さんが城北製糸からもっこやぎるで毎日毎日石炭がらを運ばれた御苦勞も忘れるわけにはまいりません。いずれにいたしても校舎、統合校舎の形態は変わらまいしょうとも菊水地域の子どもたちを落胆させない校舎に改修することはもちろん現在の番城町民総合グラウンド周辺は、小中学校生徒を含む町民の皆様また多くの町外の皆様に御利用いただける施設として仕上げてまいりたいと念じております。今の心境といたしましては、そういう心境でございます。どうか、御理解を。決して私も平坦な気持ちでこの事業をお願いしているわけではございません。投票数と同じように自分の気持ちの中にもやっぱり半々の気持ちがございます。新しい校舎与えてやりたいというのは山々でございます。ただ、この町が外に出た子どもたちが子どもたちをもつならば外に出た子どもたちが帰ってくる和水町。これがあるためには、やむを得ないかというふうに考えるものでございます。当分の間わかりませんが、これは私の、私のあくまでも今の想いというか心中でございます。失礼申し上げました。

○議長（杉本和彰君） ほかに質疑はありませんか。

3番 蒲池恭一君

○3番（蒲池恭一君） 関連して質問したいと思いますけれども、結局は先日、私どもの一般質問の約束の中で既存の小学校を使う町長の意見と、今まで進めていた番城グラウンドの併設校をそういう答申が出てそういう資料も提出する、時間もこれだけ費やした、経費も今まで金額もこれまで費やした、そして特債を使いながら今まで用地買収、用地買収は一般財源ですけども造成工事等は特債使ってますんで、合併特例債ですね。このまま町長の想いの中でいけば設計部分は丸々丸損、そういうことも含めながら推進委員会の中にお知らせをし、そしてそういう答申があってもしょうがないという一般質問のやり取りだったと思いますけれども、僕はそれで認識し

とってよろしいんでしょうか。違うんでしょうか。もう一度確認したいと思います。

○議長（杉本和彰君）

町長 福原秀治君

○町長（福原秀治君） 間違いがあるといけませんので、しょうがないという意味は言葉が悪くてすんません。もう無視していかんとしょんなかとそういう意味ですかね。そういう意味ですかね。そうですね、格好とすればそういう格好になるかもわかりません。なるかもわかりません。はいはい。ただし、蒲池議員とお約束しましたように、その辺はお集まりいただいた推進委員の皆さんに、よくよく説明してそりゃもうちょっとすると議員の皆さんのお手伝いをいただくかもわかりません。よくよく説明してしかし今申し上げましたようなことも併せて御説明いたしまして、ご得心の上で御協力をお願い申し上げたいという気持ちでございます。それから、今設計料これは失うねということでございましたけれども、これは起債で賄っておりますのでその分ですよ。ですよね。そうですね。そうですね。はい。起債を一般財源に振り替えなくちゃいかんというようなことがございます。これは、横着な言い方です。横着な言い方だけでも、そのこのところは、失うわけでもない、すみませんねこういう言い方をして、少し利子もかからなくなるんで、その辺は御勘弁いただけないかなと。かつ、今回補正をお願いしております西側工地区通称第二グラウンドでございます。の排水路、調整池の整備費用を一般財源としてお願いをせざるを得なかったことについて御説明を申し上げます。私よりも、総務課長の説明が的を得ると思いますので総務課長に答弁をさせたいと思いますが、起債については議員もよく御存じのように、所定の手続きを踏み、その支出についても確固たる裏付けのもとに支出されなければなりません。今回、一般財源として挙げさせていただいたのは現場の事故防止や最も喫緊の必要事業といたしまして、町民の財産、命とまでは言いませんけれどもそれを守ります上で、何としても行わせていただかなくてはならず、1億7,700万円を一般財源としてお願いいたしました次第でございます。状況につきましては、総務課長より御答弁させていただきます。

○議長（杉本和彰君）

3番 蒲池恭一君

○3番（蒲池恭一君） 今のところ僕は質問していないですよ。今のところ僕は推進委員会に関してだけ質問したことであってですよ、今そのことも聞こうと思ってましたんで、だけど回数がですよ3回までなんで、ちょっとひとまず推進のほうだけ統合推進委員会についてだけ質問させてもらっていいですか。どうせそのことも聞こうと思ってましたんで。よろしいですか。それでは、改めて手を挙げてよかったですね。

○議長（杉本和彰君）

3番 蒲池恭一君

○3番（蒲池恭一君） だから私はですね。町長が通られたただけ、推進委員会を立ち上げていいと思いますよ、立ち上げなんですよ、立ち上げんとどきやんしていいかわからんわけですよ、はっきり言うて。当たり前のことです。僕はそれを反対しよるわけじゃなかつですよ、それはわかっていたきたいと思います。だから、その中に町長は通られてこういう思いの中で町民が

3,800何名投じられた、選挙ビラに関してはいろいろ問題がありますけれどもこの前指摘もしてますよね、それはわかっていただけたと思いますけど。それにしても通られたのは通られたんです、民意が町長に行かれたわけですね、それに対して僕は反対しようとは思っていません。ただ、ここまで進めてきたこと時間も費やしたお金も費やした、そしてそれに対する特債、合併特例債摘要したけれどもそういうことも戻ってこなくなる、反対に返還せんといかんごつなるかもしれないと、そういうことも知らしめたところでやっぱ造ったほうがええよね、てですね。僕はこの前の一般質問で同じことを言ったと思います。はい。はい。町長が22年の3月の選挙の時にそうやって語られとんなら僕は何も言いません。これまで言いましたよね、一般質問の中で。はい。私も8億という議員として賛成を投じてきて責任があるんですよ。私もいろんな、町長もいろいろ勉強はいっぱいされとんなはっとは思いますが、僕よりもですね。しかし、僕も僕なりにこれは町民が町民の皆さん方のために子どもたちのために絶対必要だと思いながら賛成を投じてきた議員だから、議員としての責任ですよこれ。はい。だから、それも踏まえたところで教育委員会にもお願いしたいと思います。町長が変わられたけん、方向転換がこうですよじゃないんですよ、よろしいですか。教育課長、よろしいですか。はい。ですよ。そこだけお願いしたいと思います。両方知らしめてそして判断して町長も僕は最後をお願いしました。公約は公約ですけども、やっぱり今まで進めてきよらんだったらここまで町民の損はせんけれども進めてきてしもたもんだけんがここまで費やしてきたもんだから、やっぱりもう番城に造らんとしょんなかねというときは僕は出ると思います。これは、4年間にはわからんかもしれんけどですよ、何期されるかわかりません。しかしどうせわかることです。ですよ。後に。この時こがん判断されたなて、ただ自分が選挙公約で言われたけん町民には損させたっちゃしなったなって、これはわかることなんです、これ。だけん、これはしっかり町長としてなられて町民の皆さん方の私はこうやって出たけれども、この分は町民の皆さん方にやっぱこれは町民のために造らんともう損してしまうというような思いがあれば、正直に僕は伝えられて進めていってほしいですよ、だけん私もそりゃあ答申の中でどがん意見が、答申が返ってきててもですよ、私は私なりにまた判断させていただきます。いろんな機会の中で、どうせ上程されんと進めていかれんわけだから。だからそこらへんはしっかり、お願いもしたいと思いますし、約束をしていただきたいと思いますんで、もう一度御答弁をお願いします。

○議長（杉本和彰君）

町長 福原秀治君

○町長（福原秀治君） ありがとうございます。今の蒲池議員のお話、高木総務課長がお答えする前に私から若干お答えをさせていただきます。確かに現在8億2,000万ですか、3,000万ですか切り上げると、の財政支出をいたしまして、おっしゃたようにグラウンドはできつつあります。その部分につきましては、その時に申しましたように町の貴重な財産といたしまして有効に利用させていただきたい、これについてはこの部分については高木総務課長の答弁をさせていただいた後、再度お話をさせていただきます。

○議長（杉本和彰君） 休憩します。

休憩 午前11時55分

再開 午前11時55分

○議長（杉本和彰君） 休憩前に引続き会議を開きます。

3 番 蒲池恭一君

○3 番（蒲池恭一君） 1 億7,700万はまだおいとって、ひとまず、僕は推進委員会に関してお聞きしていったそのことで私が質問したことによって間違いはないのか、また、その27名の推進委員さんを任命していただくにあたって、有識者の5名とありますけれども、いつも私は言ってますけれども公平、公明に選んでいただきたいと、ですね。そこはお約束を議場の場です。それをお願いしたいと、推進委員会に関しては、それで終わりたいと思います。その約束をお願いしたいと思います。

○議長（杉本和彰君）

町長 福原秀治君

○町長（福原秀治君） 蒲池議員、すみませんね。私が答弁慣れとらんもんで、申し訳ないです。今のお話につきましては、推進委員会を進まさせていただいてはつきりお約束できますことは過去の経緯、現状、これについてはきっちりと御説明を申し上げます。私としましては、先ほど想いを述べましたようにその部分というのはどうしても財政的なリスクがあるぞという想いがございまして、その辺を説明しながらご得心をいただく、それからかつ保護者の説明、PTAの説明、まして町民への皆様への説明この辺を通じまして、いわゆる気配というものを、十分に認識してまいりたいと思います。それで、よろしいでしょうか。

○議長（杉本和彰君）

3 番 蒲池恭一君

○3 番（蒲池恭一君） まあ、私も、はっきり言って町長がと通られただけんそりゃ民意だっと思ってます、はっきりいって。しかしやっぱり我々は、もういっぺんそういう答申がでても我々私も、しっかりまたどっちが得なのか、いろんな問題もありますけれどもそういうのも含めて、考えて判断をしてまいりたいと思っております。1 億7,700万に関しても、総務課長のほうから答弁があるそうですけれども私としては、先ほどから町長の先ほどの答弁の中から、町の財産だと思われるのであれば先日、私、一般質問の中で何か違うことがあるのかなという質問をしました。そしたらないと言われました。ないならですね、1 億7,700万も起債、合併特別債にあててですよ、それは町民の皆様方に開放するというグラウンドとして開放すれば、適応範囲内だと思います。それをするによって、1 億1,000万から1 億2,000万近くが利息がありますんで1 億1,000万としましょ、今1 億1,000万としたらちょうど一人当たり1,000円ずつ貰えるということですね、確かに僕はいつも言いますが国のお金だから大事には使わんといかん、しかしだからといって町民の皆さん方にこういう有意義な財源があるのにも関わらず使わなくて、わざわざ町がいらんお金を使わなん、それもましては基金を切り崩しをしなくてはいけないということを僕は

賛成はできかねるなあと思ってます。だから、そこらへんでたぶん答弁がいただけるのかなと思いますんで、はい。どうぞよろしくお願いします。

○議長（杉本和彰君）

総務課長 高木洋一郎君

○総務課長（高木洋一郎君） 蒲池議員の御質問、1億7,714万円の財源内訳充当分、について御質問をいただいたところですよ。特に合併特例債について御説明を申し上げたいと思いますけれども、地方債もあまり変わりませんが融資を受けるためにはまず基本となりますのが合併時に策定をいたしました新町建設計画これに搭載された事業であると、ということが大前提であります。本町の建設計画には、代表的な例として道路整備、それから教育施設の整備、生涯学習スポーツ施設の整備等が記載をされているところですよ。他にもありますけれども、代表的なものはそれです。このような整備事業等に対して合併特例債を活用することは可能です。そのためには、合併特例債を活用して整備を進めようとする具体的な事業この具体的な事業の計画に基づいて、熊本県あるいは総務省と協議を行います。協議を行ったうえで、総務省、県が適当であると認めた場合同意を得ます。同意をいただいた上で融資を受けるという手順になっております。なお、今回の場合1億7,714万円につきましては、平成25年度まで学校建設を目的として合併特例債を活用させていただいております、観点から、用途変更、まず用途変更、違うものに使おうと思うのであれば用途変更の手続きが必要になります。と、同時に新たな具体的な活用計画、事業計画、この協議も同時に行っていかなければなりません。そして、許可が下りて起債の発行という運びになるわけですが、現在先ほど町長は町民が皆が使える施設にしていきたいというその方向はお示しいただいたところですが、その具体的な内容計画書が現在作っておりませんのでその起債を検討、協議するということが非常に困難であるということで基金からの繰り出しをお願いをしているという次第であります。

○議長（杉本和彰君）

3番 蒲池恭一君

○3番（蒲池恭一君） 結局用途変更もその前からですよ、一応ひとまずは学校建設で上げとてですよ、上げることは上げていいじゃないですか、実際言うて。申請をして却下されるなら僕は認める、それはしょうがないと思います。だけん、上げもしなし、何で基金の切り崩しをするのかというところが僕は不思議で思うんですよ。一回もせんで町民に負担をかける、てそれが果たして町長として適切なのか僕は不適切だと思います。用途変更と言われますけども、用途変更で結局あれも学校建設の中の先ほど町長の説明の中で小中学生にも開放したいとそういうのも含めて町民にもといいよんなはとでしょ。そこで用途変更になるんですかね。一番には、統合、学校統廃合はまだどっちにいくかわからんじやなかですか、ひとまずそれで上げとてそれで今一時凍結しとる状態じやなかですか、そんな中でどっちにしても47メートル、49メートルまで上げなん、そして調整池は必ずせんなら下流の人たちに迷惑がかかるとだけんですよ、これはせなわけですたい、せなんとはせなんと僕もわかってます実際。だからそれを何も申請を上げなし一般財源からすることに関して僕は疑問を思うし、もったいないと思うんですよ、それで却下され

たらしやうがないと思いますけど、そこまでは約束していただきたいなと思いますけど、そういう申請を上げるということはですよ、よろしいでしょうか。

○議長（杉本和彰君）

町長 福原秀治君

○町長（福原秀治君） 結論が長引きまして申し訳ございません。経緯といいますか、取り扱いについては、今総務課長が申し上げたとおりでございますけれども、では西側校舎工区の土地利用についてでございますけれども、本定例会で入れとります当該予算それから改修による統合についてもちろんこれはもう住民説明会等、推進委員会等でもんでいただく。それから、これまでの事業経費をお話しし得心もいただくことは必要なんですが、改修による統合について、前に進めることの御了承をいただいて、いただいて、それに伴って西側工事区用地、通称第2グラウンドを社会教育用グラウンドまたは名称はどうでもいいんですけども、総合運動公園等に活用してもよろしいと、いうお許しをいただきますならば今回蒲池議員の話とは逆なんですけども、危急を要しますので一旦は一般財源で賄わせていただいて、工事を進めさせていただいて、ことができますならばこの会議の終了後直ちに起債への変更申請をいたしますように直ちに担当に申し付けます。ただし、議員も先ほど助け舟を出していただいているんですけども御承知のように公債については時期の問題、それから枠の問題がございますんですね、その点をご賢察をいただきたいと思います。と思いますが、議員の御意向を繁榮すべく職員とともに全力を尽くさせていただきます。これはお約束いたします。議員これは、本当は執行部からは止められておるんです、止められておるんですけどもいずれは皆さんに御報告しなくちゃいかんと、思いますんであえて事業名も伏せさせていただきますし、それから中身も伏せさせていただきますけども現在、過去の、起債を巡りまして私どもも九州財務局の検査調査を受けております。これは、非常に和水町の起債に対する不信感というのに繋がりがねない問題でございます。したがってここで、この分でたった1億7,700で和水町の信用を失墜させちゃいかん、ここはきっちり手はずを整えて、お願いしたいというふうに思います。本当は、グラウンドか運動公園にしたいという気持ちはやまやまでございましたけれども、そのところをご斟酌いただければと思います。その分の内容については、ご勘弁ください。

○議長（杉本和彰君）

3番 蒲池恭一君

○3番（蒲池恭一君） 財務局の監査かそういうことに関しては私は毛頭わかりませんけれども、初めて今お聞きしたんで何も僕も調査してませんので何も言うべきはありません。はっきり言って。ただ、その今までの適用の範囲の中でそれが悪かったということかもしれませんけれども、ただ、私の認識の中ではそういうことが今町長が述べられたことも前町長が述べられたことも第2グラウンドに関しても一緒じゃないかなと思います。学校建設で進めてきたことのちょっと違うんですけども、その中でまだここまではしていかなとしようがないわけですよね、実際。だけん、していただくということなのでそれは議場の場で神聖な場でお約束していただきましたので、よろしくお願い申し上げます。この件に関しては終わります。

○議長（杉本和彰君）　しばらく休憩します。午後は１時15分から会議を開きます。

休憩　午前12時10分

再開　午後１時15分

○議長（杉本和彰君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質疑はありませんか。

7番　小山　暁君

○7番（小山　暁君）

ページ12ページ、款項目は、総務費の13の諸費、669万6,000円ここで計上しております。これは、LED町内防犯灯のLED化のための委託料として669万6,000円計上しております。この説明は先般の全員協議会の中でも同じような説明がございましたが、全部で1,300基分と聞いたと思いますがこれは間違いがないかちょっと確認したいと思います。そして、これは町で管理している全ての防犯灯が入っているのかどうか、今現在町が管理している防犯灯が全部入っているのかどうかを伺います。

○議長（杉本和彰君）

総務課長　高木洋一郎君

○総務課長（高木洋一郎君）　小山議員の御質問にお答えをいたします。諸費のLED照明設計監理等委託料669万6,000円の件ですが、防犯灯が1,300基と申し上げました、これは概算でございましてこれも含めて本数町内にどこに設置してあるのか、何本あるのかそれからこの電球のワット数等々、細かな光源等の調査を含めて、現状をまず調査をいたします。その上でLEDに転換した場合の経費の算出等を調査した、するという事業でございまして一般財団法人の低炭素社会喪失促進協会からの助成を受けることとしております。

○議長（杉本和彰君）

7番　小山　暁君

○7番（小山　暁君）

はい、わかりました。結局、これから一応調査をやって最終的な箇所数あたりも上がってくるといふうに理解していいわけですね。といいますのは、実は最近人吉市内で女子高生が殺される等非常に悲惨な事件が発生しております。特にこの町内におきましても非常に暗がり等も沢山まだあるわけです。それで青少年の非行防止やとにかく防犯防止のためにも、今後は是非ともそういった箇所も一応全てこういったLED化をしていただくなると、そういうお願いです。だから町のほうでは、少年補導委員会とかいろんな組織がございます。あるいは、PTA関係でもいろいろとお骨折りいただいておりますけれども、是非一つそういったところの箇所も、今度の調査でだいたい上がってくると思いますけれども、上がってきましたならば一気には無理かと思っておりますけれども、計画的に、計画的に全部一応そういったところも防犯灯をつけていただきますようにこれは要望します。以上です。

○議長（杉本和彰君） ほかに質疑はありませんか。

8 番 高巢泰廣君

○8 番（高巢泰廣君） 8 番、高巢です。先ほど、学校建設の問題で基本計画検討委員会の件で、いろいろ議論がございましたけれども、この辺につきまして若干議論させていただきたいと思います。まず、先ほど蒲池議員とのやり取りの中で先般の一般質問では、私は既存の事業、進めてきた事業と併せて今回町長が考えておられます耐震補強による改修工事を進めていくとそちらのほうで対応していくんだと、それはそれで結構と私も思います。町長の方針で進められると当然でございますので全くいいかと思いますが、若干私がこの前聞いたと今日の時点は若干ちょっと先ほどのお話ございましたけれども、ちょっとニュアンスが違うなというふうに感じましたもんですから再度ちょっと確認でございますが、先ほど言われた町長としては耐震補強、そして改修これでいきますということを今回の基本計画検討委員会に審議を依頼されるというふうに理解しとると、そのように先ほど理解しましたが全くそういうことかなというのが一点でございます。それから、いわゆる今日まで先ほどお話がございましたように番城グラウンド周辺でのこの建設につきましては、総事業費が8億2,700万ということで今日まで整備が進んできておるわけですが、この中で合併特例債が5億6,300万、元金交付金事業が1億53万6,000円というようなことで併せて6億6,400万、一般財源が1億6,300万というようなことでございますが、言うならば、8億2,000万の大事業が今日まで続いてきたと、じゃあ新しく方針転換で既存の施設を町長がおっしゃっております、施設を使って今後進めて行くということであれば、私はまず今日まで進めてきたところの、この8億2,700万用して進めてきたところのもろもろのこう課題があると思うんですよね、この辺をまず、整理をして方向性を見定めてそしてから、新しい方向に移っていくというのが筋ではないかなというふうに私は思うわけです。まず、前段で今日まで進めてきたことをびしっと整理をして、それを片付けて初めて次の段階に私はいかれるんじゃないかなと思うんですがこの辺はちょっと今のところ、今までのやつはそっちに一応おいとってそして町長の考え方、新しい考え方でこれからやる部分について今回予算措置も提案されとると、提案はそれでいいと思いますけれども順序としていくなれば、やはりまずは今までのやつをびしっと課題がいくつもありますからこの辺について、整理をされてその辺も町民に説明をしてそして私としてはこういう方針で取り組んでいくんだと、いうことをされるべきじゃないかなと思いますが、この二点をちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（杉本和彰君）

町長 福原秀治君

○町長（福原秀治君） まず、後段のほうからお答え申し上げます。今までのひやあたくれは総括をして、その中身を知らしめなさいと、よく知らしめなさいと、基よりそのつもりでございます。それをしないとやっぱり審議にそぐわないかなと思いますので、それはもし私が、もちろん職員に手伝ってもらいますけども、気がついてない分があればこういうのもしとかないかんよというのをございましたらまた教えていただければ、その辺も追加したいと思います。それから、1点目は私の既存校舎を利用するという方針で望むかということでよろしゅうございますか。先

ほど、蒲池議員さんの問答それから森議員さんとの話の中でも出てまいりましたけれども、私といたしましては、それを掲げてそれがまた私の思いでもございましたので掲げて方向的にはそういう方向で進ましていただくと、ただし後段と関連しますけれどもその辺の御説明は推進委員会においてもいろんな各種の説明会においてもそれは総括として、きっちり御説明させていただくというふうにいたしたいと思いますが。はい。

○議長（杉本和彰君）

8 番 高巢泰廣君

○8 番（高巢泰廣君） ありがとうございます。やはりまずこの辺については、しっかりと前段の部分を総括をして、そして、その辺の状況を説明もびしゃっとやって、それからこういうことだから私としてはこういう方針でいくんだと、いうことをきちっと町民に説明をしていただくと、いうことでないといけないかと思います。まずは町長としてはその辺がまだ動きが見えないといえますか、私からしますとちょっと見えんもんですから、ちょっとどうかなというふうにちょっと疑問を持ちましたもんですからちょっとお尋ねいたしました。そういった順序立ててということではひとつ是非取り組んでいただきたい。そしてやはりこの、この検討委員会の中でですね、これができますならば是非やはりこの2つの従来進めてきたつならばこういうことになる、今度新しくこういう方針になったらこうなるんだということを、その辺も含めて議論もしっかりとやっていただきたいと、これはこの前の答弁からしますとだいぶ後退してるような感じに受けましたもんですから、また特にお願いをしておきたいと思います。とにかく番城グラウンド中止になりますと、私はもろもろの多くの課題があるんじゃないかなという心配。結局、安くできるやつが果たして安くできるかなと、いう部分もひょっとすると起こりうることもあるんじゃないかなというふうに思うわけです。今の段階では町長は事業費がどれぐらいかかるんだというふうな、はっきりまだおっしゃっておりませんので、この辺はちゃんと大体概算で弾き出されているんじゃないかと思いますが、できますならばその辺のも公表していただいてやっぱり議論の中のテーブルに乗せていただいた方が私は、いいんじゃないかと思いますが、そして、オープンでいろいろ意見を聞かせてもらおうとその中でまた、またいい方法もあるかもしれませんから、やっぱそういうことも考えますが、町長としてはまずは今のやつはとりあえずこっちにおいて、とにかく早く整理をせにやいかんとその気持ちは十分わかりますけれどもそういう形での、で今しておられるというふうに理解をいたしますもんですから、ひとつじっくりとその辺はお考えいただいて対応していただきながらと思うわけでございます。その辺で推進委員会の、次任期ですね、今度委員さんを25名で事業を出発されるわけですが、任期と言うのは大体どれぐらいを想定して、町長おられるわけでしょうか。大体その答申が終わったらもう計画では9月ごろまでに5回ぐらい開いてというようなことかなというふうに理解しておりますけれども、それ

で終わって後は一応区切りをつけてそれで終わるというのが任期なのかその辺はどうでしょうか、とりあえずちょっとある程度期間をおいての任期を置いて置かれるのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（杉本和彰君）

町長 福原秀治君

○町長（福原秀治君） 御質問ありがとうございます。これはもう不屈きなあれだと思いますけれども正直申しまして、この議会の御承知をいただいてからという基本スタンスでございます。紛れもない基本スタンスでございますので、新しくといいますか変更して進めようとしております私の事業費あるいは詳細な事業計画これも高巣議員まででございます。はい。と同時にお願いしますとおり、これまでの総括についてもですね、きっちりと出来上がっては、出来上がってはとか、まだまだ着手したとは言えない状態でございます。その辺御質問頂戴しましたのでちゃんと心に命じてやらしていただきたいと思います。それから推進委員の任期につきましては教育委員会のほうからお答えさせていただきたいと思います。

○議長（杉本和彰君）

学校教育課長 吉田 収君

○学校教育課長（吉田 収君） ただいまの高巣議員さんの御質問でございますけれども、推進委員会の任期ということでございます。今回補正予算をお願いをしておるのは、5回の会議をみたところでのお願いでございまして5回の間に何らかの方針を出していただきたいというふうなことでありますので、それまでの任期というようなことで考えておりますけれどもそれで方向性が出た後に、また基本計画の策定委員会その辺の組織をつくりあげたいというふうに考えております。

○議長（杉本和彰君）

8番 高巣泰廣君

○8番（高巣泰廣君） 最後でございます。よく理解できました。事業の策定についてはまた別で組織して対応するということですね、分りました。それから、先ほどからこのグラウンドの造成工事の件、1億7,700万について出ておりますが、私はこれはやっぱり安全安心の上からも防災上災害の心配もございますから、これは一刻も早く整備をしていかないかんというふうに思っております。でないと事故があってからでは間に合わないという思いがいたしますので、これはやっぱりこの梅雨も非常に心配だと思いますし、やっぱり町長もそういう思いだろうということで、今回提案されていると思います。ただ先ほどから何回も出ておりますが、やはり私はここは何とかこの有利な合併特例債というのがこの合併した町村としてあるわけですので、あと7

年間は何とかこれが使えると、するならばこれを利用するような方法で何とかできないかなと、もちろん自己資金でやろうと思えば、そりゃ当然今のところ財政状況には問題ございませんので、それはできると思いますけれども、しかしこの有利な特典を利用しない手は私はないと思います。ひとつ是非この辺のことは、しっかりと町長、再度検討いただきまして前向きにご検討いただくならばありがたいと思いますけれども、それがひいては町民の町の財政のためにも、私はなると信じております。いかがでしょうか町長。

○議長（杉本和彰君）

町長 福原秀治君

○町長（福原秀治君） ありがとうございます。是非、進めろという御指摘大変ありがたく存じます。財源でございますけれども先ほど、蒲池議員の御質問にもお答えいたしましたけれども、そういうことで組み戻しといいますか、これに向けて最大限の努力はさせていただきたいと思えます。ただし、先ほど蒲池議員の御質問にはちょっとこの辺が私もお答えそびれたかどうか記憶に定かではないんですけれども、事業の修正協議これも結構時間を要します。御理解いただけると思いますが、等々この辺がきっちりしませんと先ほど申し上げましたように起債するというのにも問題が出てまいりますので、最大限の努力は間違いなくいたします。予算等との関係これはもうそうなったら補正でもお願いして調査費、設計費等々をお願いしてまいらなくてはなりませんけれども、これは先ほど蒲池議員の御質問で申し上げましたけれども公債の発行枠にも、時間があり、枠ありということでございますので、ただ最大限の努力はさせていただくと誠意ある努力はさせていただくとこれはお約束いたします。

○議長（杉本和彰君） 他に質疑はありませんか。

9 番 庄山忠文君

○9 番（庄山忠文君） はい。9 番の庄山でございます。さっきから一応いろんなことで学校関係出ておりますが、6 月の定例会の中に委員報酬ということで70万1,000円という数字が出ております。この中身を2、3お尋ねしたいというふうに思います。委員さん25名ということでこの委員さんの選考、どのような形での選考をされるのか今までのこの和水町の小中学校の統合推進委員会ということでこれは22年の立ち上げができておりますね。この時には未改築の学校も一緒ということでそれなりの委員さんの名簿が上がっております。それに比べると少し少ないのかなと学識経験を有する者、それから小中保護者を代表するもの、就学前の保護者代表こういう方々が上がっておられました。今度、この25名の中でどのような形で進められていくのか。それとさっき5回程度の委員会の流れということでお答えがあったかと思えます。しかし、これは非常に重大な委員会と私は位置づけております。本当に5回で結論として出るのかなとその後、補正あた

りも取られると思いますが、その点あたりもどういう形での組織編成なのかということでございます。

○議長（杉本和彰君）

学校教育課長 吉田 収君

○学校教育課長（吉田 収君） ただいま御質問が二点あったかと思えます。これでまず推進委員の選考の過程についてということでございますけれども、確かにこれまで開校準備委員会におきましては、三加和区域の開校準備委員会それから菊水区域の開校準備委員会ということでそれぞれの地区で20名以上の推進委員さんで協議をしていただいたところです。それで三加和区域につきましては、今年度開校いたしまして残っているのが菊水区域の統合をどういった形で持っていくかというふうなことでございますので選考につきましては菊水区域の方を委員になってもらいたいというふうなことで選考しているところでございます。それで人数の25名ということの中身ですけれども今まで各学校長1人とか各学校から1人といったようなことであげておりましたけれども今回は各学校から2人をお願いしたいなというふうなことで考えております。1人各学校から1人と保護者の代表から1人というよりも2人で来ていただいて、その会議の場でも共有していただくことができるかなと学校の代表として、そういった形で上がっていただけるかなということで各学校の保護者から2人ずつというふうなことで考えているところです。それから地域の代表ということで4校区ありますのでそちらの4校区の代表区長さんをお願いしたいと、それから就学前の施設としてひまわり園がありますのでそちらの保護者からお一人お願いしたいとそれから学校評議員さんが各学校に3名ずつおられますのでその評議員さんの中から各学校から一人ずつをお願いするなというように考えております。それから学識経験者を5名ということで考えておりますけれども、その中身につきましては学校長5名じゃなくて学校長5名の中から2人をお願いしまして、それから女性代表も入っていただきたい、それから商工会のほうからも入っていただきたい、それから社会教育委員会さんからも一人入っていただきたいというふうなことで学識経験者を5名ということで合計の25名ということで考えているところです。それで、5回の回数が少ないのではないかというふうなことでございますけれども、こういった会議の進め方につきましては5回のうち1回こういった取り組みをしているところをみんなで見についてそれから8月の上旬ぐらいまでにどういった形でかの答えが出せればなというふうに思っています。それでもし出せないとまた審議が長引くということになったときには、また皆様をお願いをしたいというふうに考えております。以上です。

○議長（杉本和彰君）

9番 庄山忠文君

○9番（庄山忠文君） 菊水地区の委員さんでというようなお話だったと思います。私は、これは予算がつくわけですよ。大きな予算がこれから先、そうですね、学校という大きな出発点ですよ、これは。だからですね、菊水だけこれは和水町の小学校の菊水地区という考え方ですよ。そうじゃありません。菊水だけでします。そういうことじゃなかでしょ、これは。和水町の小学校ですよ。ただ菊水地区。解ってますかその点、そうですね。町長そぎゃんでしょ。町長はそうおっしゃったですね。これは和水町ですよ。ただ、今までは、三加和地区、菊水地区、一緒に行動しよったからそれでよかったと、ただ、今度の和水町のひとつのこのことかもしれませんが、予算関係、全部和水町の財政ですよ。町長そのところどうですか。

○議長（杉本和彰君）

町長 福原秀治君

○町長（福原秀治君） はい、有難うございます。庄山議員がおっしゃるのはごもっともであるかと思います。私を含めてやや浅はかだったかと思えますけれども、庄山議員いかがでしょう、とりあえずこれは、例えば5回分が3回分にしかないかもしれませんが、これでご了解をいただきまして、足りない分は補正等々お願いいたすと、委員さんにつきましては、もう一度、行政と教育委員会と綿密にお打合せをいたしまして、正直申しまして、人数の構成からすれば三加和の方がやや少なくなるかもしれませんが、そういう形で、ここのところは再検討させていただくと、且つ、足りない分は補正をさせていただくということでいかがでございましょうか。

○議長（杉本和彰君）

9番 庄山忠文君

○9番（庄山忠文君） 私は、これで3度目ですから終わりますが、やはり、これも町長もおっしゃられたように、やっぱしみんなで、これは考えていかなんと、委員会の中でも番城の考え方も、一応こうこうこうだったというような打合せもせにやいかんと。その場の中で、やはり三加和の委員さんも居って菊水の委員さんも居ってですよ、そるが中でこの中身を十二分に聞いてそして判断をするというのが道理じゃないかと、私は思うわけですよ。そういうことで、今町長がおっしゃられた入れるような対策をしたいと、入れるということで私は解釈をしていきますが、この委員報酬の問題は今後の非常に大きなこの出発点でございますので、何かしらまだそのはっきりした線もないままに何か進んでいるような私は気がしますから、本当に町長になられてちょうど約2カ月ちょいですか、そういうことでそういうところはわかっているつもりでございます。しかし課長あたりも、それはわかっております。しかし、これはこれとしてやっぱしそういうよ

うな、やっぱりその全体的な考え方を持ちながらやっていってもらいたいということでございます。以上で質問を終わります。

○議長（杉本和彰君）

町長 福原秀治君

○町長（福原秀治君） 庄山議員のお話の筋はよくわかりました。議員、ただし、私は申し上げました。このセクショナルリズムに陥るわけではありませんけれども、推進委員会の主管は教育委員会となっておりますので、教育委員会にまた同じ質問での答弁をさせていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（杉本和彰君）

学校教育課長 吉田 収君

○学校教育課長（吉田 収君） ただいま御指摘がありました件につきましては、今の御意見を踏まえまして選考をもう一回三加和区域も含めたところで検討してやっていきたいというふうに思います。結果としまして人数が増えるところも出てくるかもしれませんがその辺りにつきましてはまた、ご低頭でお願いをしたいというふうに思います。よろしくお願いいたします。

○議長（杉本和彰君） ほかに質疑はありませんか。

11番 杉村幸敏君

○11番（杉村幸敏君） 学校問題について大変議論がっておりますが、私もまだ学校問題の他にもいっぱいありますが一応最初は、学校問題について質問いたします。学校問題は17年に南小学校から複式学級の解消ということになっております。これは皆さん御存じのとおりでございます。そしてもう10年以上経ちますので複式学級の解消は皆さんの気持ちはちょっと組みますが、あまりにも長いともう10年以上経つとあまりにも長い。これは合併前から先輩たちがこの複式学級は是非学校検討委員会で造っていけというようなことでした。私は、それを覚えています。それから8年前にも選挙がございました。坂梨町長、池上町長、4年前か、その時は坂梨町長は番城周辺というということで1,500票差で圧勝されたわけです。そして、いろいろな先進地研修をしました。長崎県にも行きました。荒尾市にも行きました。いろんな研修をして小中一貫で進んで行ったほうがいいといったような御意見でございましたので、また36億円の予算もここで通しました。土壇場でなかなか提案しても見込みがないということで町長は取り下げ、提案、そして選挙になったわけですが、大変私はもう提案途中で挫折したわけですが、そして、福原町長が住民運動で先頭に立ってやられて当選されましたが、私は責任がありますので町民の方から「ぬしどまんかい」番城は10億円もかけち、あとはどぎゃんすつとかい、わっどんが責任ぞ。てよく言われます。なんでそういうざまになったつかい、それはなかなか議員の理解が皆得られなかったから、・・・そういうことになっておりますので、そういうことを思いますときに本当に町民に対して、また子供たちに対しても申し訳ない気持ちでいっぱいでございます。そういうことで福原町長は今回は採用されたわけですが番城グラウンドに8億2,000万、今度

1億7,700万、後5,000万位と話聞きます。昨日見に行きましたが大変立派に造成ができております。いろんな町民の方の御心配もありました、あそこは砂の後だから学校造っても壊れはせんかと、学校を造るところは削って土地ですので、いいえそういうことはございませんというようなことがありました。噂もありました。中傷がございました。これは言いませんが本当に、私は名誉毀損で訴えてもいいような中傷もございました。本当にこういうようなことに巻き込まれて私は金は一切そういう事は動いていないで、どっから金がでとるか、これはちょっと脱線したところで言いましたが、一応3回しか質問ができないということでございますので、私は5点についてまとめて1回目質問します。町長書いといてください。番城グラウンド後の利用これはいろいろ財産として活用するとおっしゃいましたが、昨日行ってみますともう草が生えております。これが本当にどういうことで利用するかわかりませんが、4、5年そのまま使わなければ荒れ放題になっております。これはもう南関町の工業団地が5年位工場がこんときがありましたが、このときはもう草ボーボーでとても管理が大変でおそらくそうならないようにしなければならないという思いで昨日見ました。今はもうブルドーザーで押した後でございますので、それにしても若干草が生えて来ていると、番城グラウンドをどのようにしていけるのか、それから3番議員が質問しました。福原町長としては小学校中央小学校既存の校舎を利用すると、一応2億3,000万という総事業費でやりたいと、そして一般財源は1,200万で済みますと、これで済むのか、それだけの福原町長の自信があるのか、これが2点目でございます。1,200万ではできるかなあと思うのはこれは仮校舎もいるかもしれませんが、中央小学校に南小学校がくるのかいろんな方法がありますが、こうなってる話も聞きますので相当な金が入ると思いますので、これについてお尋ねをしたいと。それから私が危惧しますのは中央小学校の前をいつもとおりですが大変もう古うございます。何年か前から私、監査委員もさせてもらいましたが、もうその時は雨もりはしておりますと写真まで見せていただきました。中学校にしても一緒でございます。この前運動会に行きました。そして3階まで上がって校舎を見ました。雨漏り後の修理がだいぶあっております。この辺を見ます時になかなか予算がまだ思った以上にいるとじゃないだろうかというふうな心配でございます。そして、もう中央小学校大体造りが、中学校と中央小学校瓦屋根ならば雨もりもせんわけです。南小学校私PTAの時に前川校長と相談にはありましたが、瓦で行きたいと雨漏りはほとんどないと今の中央小学校中学校は大体あいう造りはやっぱり上の方が防水工事をして全体的せんとかとわからんと業者の方がおっしゃるようなことでございますので相当かかると、それから中央小学校は玄関といいますか門がずっとふさがったままでございます。それと駐車場とかそこら辺の心配もあります。ここらへんをどのように考えておられるのか、それからグラウンドの整備の1億7,700万の今回の提案でございます。これは私はこのまましちやいかんと思いますので、これには賛成をいたします。それにしても先ほどからありましたようにたとえこれは総務課長、あたが頭のよかつたらうてなんで一般財源から目的が何か目的はグラウンドに最初からしよつたらうか町民グラウンドはグラウンドでこれなんとゆうかどやん黙っとけ。質問しようとだけん、だまと議長言うてください。議長。

○議長（杉本和彰君）　ちょっと、11番議員に少し申し上げたいのですが。

○11番（杉村幸敏君） はい何ですか。

○議長（杉本和彰君） えーとですね。

○11番（杉村幸敏君） ならちょっと休憩ばしてください。

○議長（杉本和彰君） いや本会議で言います。関連、あくまでこう執行部提案に対する質疑でありまして、少し関連質問から外れてる、あくまで質疑ですので質問ではありませんので、そこら辺は認識した上で質疑を。

○11番（杉村幸敏君） 今までもみんなそういう質問じゃないですか、今までの人も、今までの人もそういう質問じゃないですか。

○議長（杉本和彰君） 具体的にいいますと中央小学校とか出てますのでこれは関連質問じゃないかと思います。

○11番（杉村幸敏君） 関連質問で学校の事だけいいじゃないですか、そういうことです。それが3点目です。それと4番目には、学校推進委員会をつくられますが、これを再確認をしたいと思います。番城を含めたところでの推進委員会か先ほどの答弁ではもう番城は含めんというように感じだったですね、そのへんをはっきり答弁をお願いします。それからこれは議長がおっしゃいました、これは一応もう学校のことでですから大事なことです、質問してですがこの前の6月4日の新聞、熊日新聞これに小中一貫校ということの文部省の見解が出ておりました、この件について私はうちの町もそういうことで行っておりましたので、同じ場所で三加和のようにしたような方がいいという思いで町長に質問をいたします。以上です。

○議長（杉本和彰君）

町長 福原秀治君

○町長（福原秀治君） 御質問ありがとうございます。大別すれば今の御質問6つになるかと思っています。1つが番城グラウンドの活用を含めて管理をどうするかということ、それから2番目は中央小学校を統合校としているようだけれども南関の例をとって2億3,000万の自己持ち出し1,200万でできるのかということ、それからこれに関連して仮校舎もありますよという、念押しだと思います。それから3番目中央小中学校かなり傷んでおって雨漏り等々どうするんだいということですね、それから関連して中央小学校の正門や駐車場はどうするのかということでございますね。それから、4番目1億7,700万これはやらなくてはいかんけれどもやっぱりその公債起債をするべきじゃないかということでございますね。それから、5番目に推進委員会については逆に言えばこれまでの新築というのは選択肢には入れないのかということでございますね。それから、6番目先般の新聞に掲載しておられました小中一貫校これについてどう思うかということかと思っています。順次お答え申し上げたいと思います。番城グラウンド確かに今8億以上の、資金を投下されて、もうかなり積み増しがあっておりましてもう46メートル以上なっておるかと思えます47メートルに届こうかというところだと思います。で先ほど来、申し上げてお答えを申し上げておりますように、これはある意味では決してこれを否定するのではなくて、小中学校の生徒さんを合わせ町民のみなさん、あるいは町外の皆さんも含めて、運動施設なりスポーツ施設なりということで御利用いただけるような、整備をいたしてまいりたいという希望を持っておりますも

のですから、その辺に向けて無駄にしないように無駄にしないように進めてまいりたいと思います。それから中央小学校を統合校舎とした場合に総額2億3,000万持ち出し、1,200万でできるかということでございましたけれども、これはもう蒲池議員の時にもお答えいたしましたけれど、あくまでも例示をさせていただいたということでございますので、この金額ではできかねるというふうに思っております。ましてや中央小学校中学校両方ございますからですね、はい。ただし、3番の雨漏りがしよるよということと一緒にたんになりますけれども、何といますか傷んだ箇所については、これはもう特段の注意をもってやらしていただきたい。で、ここの部分で長寿命化ということがでてくるんですけれども、長寿命化をやれば、柱というよりもコンクリートを全部取って鉄筋だけになりますのでですねそれをやれば全く問題ないと思うんですけれども、ただ、長寿命化のほうが補助はその起債率が高いけれども総額は高いということになりますものですから、その辺の兼ね合いがどこまでやるかという事はまた御提案、議会の方にも御提案申し上げたいと思っております。それから仮校舎ということでございますけれども、これは今の段階では多分そうせざるを得ないだろうということでございまして、この辺についてはまだ他の方法も頭に浮かぶことがございますけれども、この辺はやっぱり保護者さんそれから一番は保護者さん、それから学校現場この辺のご要望御意見等々をよく承りながら進めていかんと机の上でだけ見たんじゃ、現実には属さないと思いますので、この辺は現実には進めさせていただければというふうに思います。それから中央小学校の正門をどうするか、駐車場どうするかということでございますけれども、この辺も設計との絡みを見ながらこれは私の希望です。決定でも御提案でも何でもありません、やっぱり正門については、校舎が改修校舎ですので正門ぐらいつけてやりたいなと横っちょから、つけてやりたいなと、それからできればクーラーぐらいね、つけてあげたいなとそれは私の今の思いでございます。ただこれは予算との兼ね合いでございますので、それから駐車場についても、これはやっぱり考えなくちゃいかんと思いますある程度の用地のお願いもしなくちゃいかんかもわかりません、かもわかりません。この辺の要素がありますので、特に改修費用については不備があってははいけませんけれども、充分持ちこたえられるだけの、どこまで進めるか進めるかというのは長寿命化にもっていくのか真ん中ぐらいに持っていくのか、あるいは耐震の改修、お化粧直しぐらいで済ませるのか、その辺も含めて、費用等も相談をしていかななくちゃいけない。それから学校現場の先生方、保護者の皆さんとも相談もしていかななくちゃいかんとそういうふうに考えているところでございます。それから1億7,700万これにつきましては、本日既にお二人のお二方の議員さんの御質問を頂戴いたしております。答弁が重なりますけれども極力公債に振り返ることができるように職員と一緒に努力をしてまいりたいと思います。ただ今の時点で確約をしたいんですけれども、確約とまでは大変申し訳ありません。ただそれについてのしっかりした努力はこれだけはお約束いたします。それから推進委員会ということでございますけれども、これもお二方の議員さんと討論をさせていただきましたけれども、基本的には私の持論であり、それからそれをお訴えして押し上げていただきましたものですから基本的には私の臨にはあると、ということで進ましていただきたいと思っておりますけれども、繰り返しになりますがこれまでの経緯それから現状、この辺については、将来もですね予想の部分ですけれども

含めましてこの辺の御説明はよくよくいたしてまいりたいと思います。それから最後になります。小中一貫校ということでございますけれども、当然小中一貫校に異を唱えるものではございません。これもどの議員様からの御質問に応えたと思いますけれども小中一貫校につきましては、7歳ですか、で入学して15歳で中学校出るわけですが、7歳の子が入学してきて15歳で中学校出るまでにこれをどういう子に育てるかこれが小中一貫校の1番の骨の部分だと思しますので、それに沿った形、また小中一貫校と申しまして併設校というのは本当に極端な言い方をすれば、砂の中から砂糖のつぶれを探すような位の今比率だと思います。ですから、おおかたの学校、地域、学校ではやっぱり分離型を導入しなくちゃ仕方がないんじゃないかなと、これは今のところは推測ですが、そういう意味から併設型に匹敵とまではいかないかもわかりませんが、大きな遅れをとらないような形でまた教育委員会の方にもご尽力をいただいて進めてまいりたいとそういうふうに考えております。答弁が走りましてけれどもよろしくお願いを申し上げます。

○議長（杉本和彰君）

11番 杉村幸敏君

○11番（杉村幸敏君） 町長には、答弁については大變的確に私の質問に明解に答弁をしていただきました。私が思いますのはもう本当は小中一貫教育併設校がいちばん私はいいと思います。三加和のようにもうこれは今の町長の方針ならばそれはできないということは、はっきりしているわけですのでね、小中一貫校併設校は教育長の話では大變三加和では進んでおりますが、実績があるというような話も聞いておりますので、よければそういうことがもう加味して善処される方はないのかなあと、それと番城グラウンドに10億もつっ込んで私は町民からぬしどんなんばしとるとかいて、叱責を受け取ります。そういうことで私はあそこの今度の1億7,000、1,700万ですかこれについては賛成をします。その他についてはまだ今までの経過がありますのでなかなか今回の予算については一般会計ですので、なかなかこれに反対すると言っても難しい問題があります。苦渋の選択でございます。これは1,700万に私は別に番城整備してまいりたいんですよそれと他の今までの町民の人の気持ちを聞きますと、私の判断はちょっとまだ最終的判断を期待したいと思っております。以上です。

○議長（杉本和彰君）

町長 福原秀治君

○町長（福原秀治君） 折り返しの御質問ありがとうございます。確かに番城には最終的にこのままでいきますと10億から超える財政出動ということになりますけれども、ども、我々が新築ということで進んできたことでちょっと見逃しがちなのがですね。やっぱり旧の番城、旧と言っているのかどうかわかりませんが、番城の町民総合グラウンドと申しますのが、このまま残せばやっぱり城北有数、荒尾にしかない城北有数のグラウンドでございます。もう杉村議員、十分御案内だと思いますけれども、それこそ岡山、山口この辺から高校生も中学生も来ておりました。それで郡民体育祭もやりました県体もやりました。ねんりんピックも開催しました。そういう立派なグラウンドでございますから、これが残るとということもまた一つプラス要素として、お考えいた

できればありがたいと思います。ですから、こういう形になりました以上は、あのグラウンドを皆様のお力をお借りして磨きに磨いてそれこそ本当に城北に和水のグラウンドありというふうな形で、やっていけばまたそれはそれで生きる道、生かす道がでてくるんじゃないかと思います。金もいるかもしれませんが、金もいるかも知れませんが、ただ平準的にいっぺんにどーんと、やるとやっぱり財政に負担がかかってしまう、ですから財政の支出を何年かに分けて平準化をしながら整備をしていくということも、また必要になろうかと思いますので、その辺の同時にその辺の御理解もまたお願い申し上げたいと思います。

○議長（杉本和彰君）

11番 杉村幸敏君

○11番（杉村幸敏君） 町長、この、さっきは、勘違いしましてちょっと桁を1億7,000万、これは賛成しますよ。これはします。もう一般会計もこれはもう当然町民の生活に響く予算ですので、これは賛成せないかんと思うばってん、なかなかそこには今までの経緯もありますし、苦渋の選択があります。まだいろいろありますが学校問題についてはまた町長といろいろな私的な面も含めまして議論しながらひとつ私も一議員として、町民の意見を聞きながら議論していきたいと思います。どうぞその時はよろしく願いしておきます。

○議長（杉本和彰君）

町長 福原秀治君

○町長（福原秀治君） ありがたいお言葉でございました。それだけをお答えさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（杉本和彰君） ほかに。

7番 小山 暁君

○7番（小山 暁君） ただいま質疑が集中しております。その学校統合事業費につきまして今回計上してあります、工事請負費1億7,714万につきまして質疑をいたします。この1億7,714万円の財源については全て基金からの繰り入れとなっております。事業目的の学校建設費じゃないわけですから、当然起債計上できないとそういう状態になると、それで結局この今回の工事費全てが自主財源になるということになると思います。それでこれまで番城に押し込んできた事業費というのは今まで何回も出ておりますが8億2,749万2,000円となっております。それにさらにこの1億7,714万円が加算されますと、先ほど町長が言われましたけれども全部で10億円を超えるということになります。さらに今後は、目的変更によりますデメリットとして起債の一括償還の可能性も当然出てくると思います。さらに統合小学校となる菊水中央小学校の耐震補強費や、用地買収等も含めまして、菊水中学校の校舎耐震改修ならびに体育館やプール等のそれぞれの事業費との総額等を考えますと、従来町の方で計画してきました町負担額の例えば14億9,000万をはるかに超えるのではなかろうかと、そのように想定されないわけではないわけです。

結局、町長はなるべく自己財源を使わないという方針で行きたいということはこれまでも訴えてきておられますが、そうなれば町長がこの前訴え続けておられました大幅な費用の削減どころか、逆に超過しやしないかと心配を持つわけですが、この辺の判断を町長どのように思っている

のかお願いいたします。

○議長（杉本和彰君）

町長 福原秀治君

○町長（福原秀治君） 御質問ありがとうございます。小山議員あの、お話の主旨はわかります。これを、全部一般財源でやった場合は、確かに小山議員のおっしゃるようになると思います。ところが御案内のように耐震改修、ましてや長寿化ということになりますと補助率起債率も返って良くなります。ですから、そういう意味での持ち出しということではこれは正式には出ておりませんので、今申し上げていいかどうかはわかりませんが狙いとおりに削減にはなるということになるかと思います。ですから補助金が決まって起債が決まってということであればこうなりますと言えますけれども、これからその辺を、小山議員の御意見も十分参考にしながら、なるべく持ち出しを抑えるということで、進めさせていただきたいと思います。またいい知恵があったら是非お願い申し上げます。ありがとうございます。

○議長（杉本和彰君）

7 番 小山 暁君

○7 番（小山 暁君） はい。ただいま町長のほうから一応賢明なる御回答をいただきました。今後の大きな課題となると思いますが、私は今回提案されております、この1億7,714万円の事業費というのはこれは必ずやっていただきたいと強くこれは要望するのであります。なぜならば先ほど蒲池議員から出ておりましたけれども調整池の問題とか、あれだけの埋め立てをするのでございますから災害等の問題が出たときに、町民に目も当てられない、そのことだけは、やっぱりちゃんとしていただきたいと思うわけです。だからできますならば特例債でも使って、同じ学校関連の事業としてやっていただくと町民が仮に、このままいきますと1人1,000円負担せなんです、最低、そういう負担をかけることになる、町民に。だからそのことも考えます時に何とかやっぱりその負担がかからないように、お願いできんだろうかというのが私たちの思いでございます。だからそのことは御理解いただけたと思います。それが1つとそれから学校建設事業をこれまで国、県に対しまして大規模開発事業ということで申請をし、許可をもらってきたわけです。それでこれまで進めてきたわけでございますけれども、事業が結局ストップしたことによりましてですね、結局、この大規模開発事業としてその時点で申請していた内容が異なると、だからどうしてもそれはちょっとおかしいじゃないかと、違反してるんじゃないかというようなことが一点と、これまで用地を提供されてこられました地権者との誓約書というのを書かせたわけですよ、その辺もちょっと違反しやしないだろうかという心配を持つわけでございます。だからその辺について今後どう対処されるのかそのことをちょっとお聞きしたいと思います。いろんな問題が、連動して出てきておりますけれども一つ一つ解決していかなくちゃいけない大きな問題ではございますが、その辺をちょっと町長の考えを、お聞かせください。

○議長（杉本和彰君）

町長 福原秀治君

○町長（福原秀治君） 1億7,700、これは起債でということでございます。当然思いは同じで

ございます。先ほど来御説明を申し上げますけれども、まさに小山議員の御指摘のとおり今まで学校建設ということで進めてまいりましたものですから、同じその公共事業でも、また用途が変わってくるということで、事業の変更修正が必要になってまいります。そこはちょっと総務課長に説明を譲るといたしまして、もう一つは地権者さん、最後の御質問は地権者さんに対する、言ってみれば真義をどうするんだという事かと思います。どうするのかということになりますと、先ほど申し上げましたように、ただただお詫びして、何とか御理解を頂戴すると同時に、残った第1グラウンドと第2グラウンドとありますけれども第1グラウンドはそういう形で立派なグラウンドとして活用させていただく、それから第2グラウンドの方は、また社会教育用としてのグラウンド、あるいは第1グラウンド第2グラウンドひっくるめて総合運動公園というような構想もどうかと思いますので、森議員の御質問にお答えしましたように、小中学生を含めた町民の皆様それから町外の皆様に喜んでいただくような形に整備をいたしまして、それを地権者の方には、地権者の方のご好意に対してはそれで報いることができるというふうに考えております。地権者にどうすると言われても、今どうしようということでございます。お詫び、今の時点ではただただお詫びするよりいたし方ないと思うんですけれども、その答弁でよろしいでしょうか。総務課長のほうから、間違えました。また間違えました、大規模開発については教育委員会のほうの管轄になっているそうです。その辺の修正変更について教育委員会のほうから。

○議長（杉本和彰君）

学校教育課長 吉田 収君

○学校教育課長（吉田 収君） 大規模開発の違反になるんじゃないかという御指摘でございますので、これまでの経緯と今後の方針とその辺りを関係機関と協議しながら、このあたりを確認してやっていきたいと思います。今のところ違反になるのかどうかちょっと確証が持てませんので、この辺は協議しながら進めていきたいと思います。

○議長（杉本和彰君）

7番 小山 暁君

○7番（小山 暁君） 今の問題も含めまして、要するに用途変更によりますそのデメリットを、これは非常に大きいと思います。それで今後、国県に対しまして、どのようにして信頼回復をしていくつもりか伺いたいと思います。町長でございますか。

○議長（杉本和彰君）

町長 福原秀治君

○町長（福原秀治君） 小山議員にお答えいたします。既に県の学校施設課のほうにも足を運びましてこういうことだと、はなはだご迷惑をおかけするけれどもよろしく願いを申し上げたいというようなことで、お話をいたしてまいっております。具体的な方向性が決まったら相談に遠慮なく相談に来てくださいと、で我々もできる限り御助力はいたします。ということで具体的ではありません、全く抽象的な話でございますけれども決して県のほうもですねなんといいますが、うるさいなというようなことではございませんと思いますので、真摯にお願いをし協議をいたしたい思っております。

○議長（杉本和彰君） ほかに質疑ありませんか。

3 番 蒲池恭一君

○3 番（蒲池恭一君） 12ページの2 款の総務費13目の諸費の先ほど小山議員のほうから質問ありましたけれども、LED照明建設管理等委託料、これが全部なのかと、1,300基の調査委託料が1 基当たり5,150円それが果たして安いのか高いのかよくわかりませんが、どこまでの委託料になるのか2,000基にした場合には3,348円になりますけれども、そこら辺のことも聞きたいと思いますけれども。

○議長（杉本和彰君）

総務課長 高木洋一郎君

○総務課長（高木洋一郎君） 蒲池議員の御質問の内容が高いのではないかと、1,300基に対して委託料が高いのではないかとということ。ああ内容ですね。概ね約1,300基程で、もう一度その設置場所の確認ですとか、今点いてる電灯のワット数いろいろございます。40とか60とかいろいろございます。その調査それから光源、蛍光灯なのか。丸いのは何て言うんでしょうか、一部LEDも今現在点けていらっしゃる場所がありますので、そういったまず現状の調査1本1本確認にまいります。そして、LEDにその全てをLEDに転換した場合の経費を算出して、そして経費の節減がどれくらいになるのかという調査をする予定にしております。

○議長（杉本和彰君）

3 番 蒲池恭一君

○3 番（蒲池恭一君） 今1,300基の1 年間の電気代もいくらかかりよるかもお聞きしたいんですけども、669万6,000円で1 基あたり5,000円かかるんですよ、それってどがん入札の仕方をされるか、先ほど総務課長が言われたとおり目視でできる部分もありますよね。丸いほやなのか蛍光灯なのかによっても違います。それぐらいわかるでしょう。で、登らんけんそこまで高いのかその設計委託料まであるわけですか、だけんそれを結局それを換える場合、よかですか。

○議長（杉本和彰君）

総務課長 高木洋一郎君

○総務課長（高木洋一郎君） いわば調査費です。その現状を調査してLEDに転換する経費はもちろん設計しないとできません。そしてその差額、差額ていいですか経費の今までのずっとこれから電球をつけていたら、いくらかかってLEDにかえたらいくら年間で計算をいたしますけれどもそのLEDに換えたときの効果がどれほど出るのかというのを調査委託するということです。

○議長（杉本和彰君）

3 番 蒲池恭一君

○3 番（蒲池恭一君） その調査のその金額の差額まで出すわけですか、相手は、その結局差額LEDに換えた時と今の現状の電気代の差額とかそういうことも出させる出していただくわけですか、ただ調査だけに5,000円なのか、1 基あたり5,000円かかるということが、どうなのかなと思っただけです。僕は。どういう入札の仕方をされるのか、先ほど何か業者が決まったようなこ

とを言われてましたけれども、決まってないですよ、だからどういう入札をされるのかそれだとこれはどこから何かその歳入かどうかわからなかったんですけども、ただのうちの家の一般財源から出すのかちょっとそこら辺まで教えていただければと思います。

○議長（杉本和彰君）

総務課長 高木洋一郎君

○総務課長（高木洋一郎君） 先ほど、私が一般財団法人の名前を申し上げたのは、補助を助成をしてくれる団体でございまして、この金額を、助成事業です。一般財団法人低炭素社会創出促進協会から助成をもらってその業務を実施するということでございます。ですからここをお願いをするというわけでは今のところ、お金はいただきます、そこから。で、実はこの予算の計上時には申し上げておりませんでした、その充当というか歳入がどうなるのか、まだ決定がいただけませんでしたので、お話しできませんでしたけれども、去る6月9日に決定の内示をいただいておりますということを申し添えておきたいと思っております。

○議長（杉本和彰君） ほかに質疑ありませんか。

11番 杉村幸敏君

○11番（杉村幸敏君） 前原の住宅団地のあの300万、それと2点お伺いします。15ページの耕作放棄地解消緊急対策事業に2万2,000円と1万5,000円がありますが耕作放棄地関係ででありますが、これが面積が何なのかあるかと思っております。今私、農業委員に選出されておりますが、耕作放棄地が多ございます。現場に行きますと、これくらいの予算で大丈夫かなあという思いがしますので、この2点について質問しますが、前原住宅団地の地質調査に300万計上されて、その後のような展開をしていかれるのか、住宅団地、何戸くらい造成されるのかそこら辺までちょっとお尋ねをしたいと思っております。以上です。

○議長（杉本和彰君）

企画課長 今村裕司君

○企画課長（今村裕司君） 杉村議員さんの御質問にお答えします。今回補正で計上しています分は地質調査の委託料でございまして予定としては2カ所を調査する予定でございます。今後の展開なんですけれども調査を行いまして開発申請とかなんとかもございまして、必ず地質調査をやっとかんといかんというところでまずはじめまして今度造成というか盛土、伐採とか抜根につきましては、ある程度盛土の土が国とか、県からの要請でありましたらその辺の進めていこうかという形で考えておるところでございます。区画等につきましては、まだ未確定でございます。以上です。

○議長（杉本和彰君）

経済課長 坂本政明君

○経済課長（坂本政明君） はい、それでは杉村議員さんの御質問にお答えします。耕作放棄地解消緊急対策事業ということで今回あげておりますのは、県の事業を行うということで自己所有地自体の耕作放棄地の解消でございます。面積につきましては793平米の1件を今回計上させていただいております。これに伴いまして町の方の単独事業の方も同じく793平米に対して計上させて

いただいてるところでございます。以上です

○議長（杉本和彰君）

11番 杉村幸敏君

○11番（杉村幸敏君） 住宅団地の造成の件についてはやっぱり、300万組んで早急に、大分前からの懸案事項でございますので、あそこは一等地です、和水町の。インターにも近いし新幹線も近いし町長そういうことですので、この件についてはもうずっと前からでておりますのでスピード感を持って対処するようにお願いをしたいと思います。それから耕作放棄地ですが、これは町の単独事業になっとったかな県からだったかな。

○議長（杉本和彰君）

経済課長 坂本政明君

○経済課長（坂本政明君） はい。すいません。先ほどの答弁が少しわかりにくかったと思いますけれどもこれにつきましては、県の事業を行うときには町の事業も一緒に補助として支払うような形をとっております。そのことによりまして、今回県分と町分の2つを計上させて頂いたところでございます。以上です。あのすいません面積は、793平米でございます、で県の事業を実施されると一緒に町の事業も、すみません、県の補助事業を行う方には町の単独事業も一緒に補助金として計上すると、差し上げるということでございます。以上です。

○議長（杉本和彰君） よろしいですか。しばらく休憩します。

3時から行います。

休憩 午後2時39分

再開 午後3時00分

○議長（杉本和彰君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

蒲池議員の質問に対し答弁漏れがありました。

執行部の答弁を許可します。

○議長（杉本和彰君）

総務課長 高木洋一郎君

○総務課長（高木洋一郎君） 先ほどの蒲池議員のLED照明等の管理委託料で答弁漏れがございましたので追加で答弁をさせていただきます。1,300基のLEDの調査をするわけですが、電気料が試算いたしましたところ、約360万円程度現在年間です。かかっております。それから維持管理費これが電球がよく切れます。ポカポカするあれて約200万程度かかっております。合わせて560万程度年間維持管理するのに必要な経費がございました。それを受けまして、電気料の削減それから環境への配慮という観点からLEDの導入を進めたいというところで先ほど言いました一般財団法人の助成を受けて調査をいたすものでございます。入札するのかということでしたが、

今、内示を受けている状態で、今、本申請を行っております。本申請の決定を許可決定を受け次第入札をする予定にしているところです。以上です。

○議長（杉本和彰君） 他に質疑はありませんか。

9 番 庄山忠文君

○9 番（庄山忠文君） 9 番、庄山でございます。さっきからいろんなことで質問を受けておられますが、私もこの学校統合事業の中の 1 億 7,714 万工事請負費これについて 2 点、3 点お尋ねしたいと思います。これはこの財源ですね、財源は公共施設の整備基金繰り入れということで基金取崩すということでございますね。そういう中でこの基金はこれは預金、預金をしとるわけですね、おそらく。これを取り崩すと、金利もついていると、ちょうど満期であるならばなんら問題はないと、しかし、中途変更の取り崩しということになれば、解約という試算になるわけでございます。そういう中で今年度繰越金等の切り替えという事は考えられなかったのか、それが 1 点。それとこれをこのこれを基金としてか一般の今の繰越金での対応かということでございますが、これをさっき 2 人の方の議員さんあたりからの回答を町長は学校建設の用途変更をやって、有利な公債を使った方がいいんじゃないかというようなお話しがあったと思います。私は逆に、これを使えばあくまでこれは制限を受けるわけですね制限を。今後の問題として運動子ども達みんなの運動公園的なというようなお話がありました。そういう中で、この番城グラウンドこれにはこのいろんな特例債、こういうやつは使っていないわけですね。この面積に対しては。その周辺の土地に対してこれは使っていると私は判断をしますが、その開拓をする延面積で東側工区が約 4 町昔の言葉でいえば。4 ヘクタールですね、それと第 2 グラウンドですね、そういう中で学校建設から他の公債を使うやつに切り替える実質的に今はそうであるかも知れんが、今後の問題として、これを使った場合フリーには使われない土地になるわけですね。私はそれよりも公債使いなしに、自己財源で今この金額、合併特例債これは造成工事、4 億 3,375 万 1,000 円、それと設計監理合計の 5 億 6,370 万、そして今度の 1 億 7,000 万約 7 億約 3,000 万ですかね、それぐらいの金を一般財源でやってしまって跡地を自由に使うような方策をあってもいいんじゃないかというふうに思うわけでございます。フリーに使われる土地であるならば何ら制限はないと住宅にしる工場誘致にしる、公共に使うならば、そういう金も使わんと公債も使わんといかんというふうに思うわけですが、その点、町長はさっき運動公園的なやり方でやって公債を使いながらやろうかなというようなお話でしたが、私は逆にそれを使ってこういうやり方をしたらどうかというようなこれが私の提案ですがその点、町長のお考えをお尋ねしたいと思います。

○議長（杉本和彰君）

町長 福原秀治君

○町長（福原秀治君） 先般の全員評議会ですと、全員協議会で申し上げました、まだその用途については腹を固めておりませんと申し上げたんでございますけれども。庄山議員のおっしゃることはよくわかります。私も心の片隅にありましたんで、ところがもろもろ議員さんの話をうけたまわってまいりますと特に今日森議員の御質問にもありましたように、地権者の皆さまの思

いだとか長年これに携わってきていただいた方の思いですとかそれらをその考え合わせます時に、そういう思いにお応えするにはどうすべきかと、どうしたらいいかとどうすべきかじゃなくどうしたらいいかというふうなことを考えまして、発行した公債も返さなくて済む、それから地権者の皆さまの思いも十分じゃないにしても半分ぐらいは満足できるとそういうのを考えまして、そういうことを先ほど申し上げたわけでございます。ですから、庄山議員のその部分については非常に経済的な見方からすればひょっとするとそっちのほうの方が妥当かもわかりません。ちょっとここは即答できないところでございます。

○議長（杉本和彰君）

総務課長 高木洋一郎君

○総務課長（高木洋一郎君） 庄山議員の基金取り崩しではなくて、繰越金はなぜ考えなかったかという御質問でございますが、この度の補正ですでに2億5,000万程度の繰り越し財源として25年度から繰り越し予定にしております。ただ、決算がまだ固まらない状況でもありますし、今後の今年度内の、まだ補正も出てくる財源としてもとっておかなければならないという状況もございます。決算統計が今している状況でして、まだ確定できておりませんので、現状ではこのような措置を取らせていただいて、仮に大きな余裕ができたということであればまた財源の組み換えも可能ではありましようけれども、町長の方針として特例債の活用を考えているということでございますので、他の事業あるいは補正等に使用させていただくと決算が確定しました段階で検討をしてみたいと思っております。

○議長（杉本和彰君）

9番 庄山忠文君

○9番（庄山忠文君） いちばん始めは、そういう考え方もあっていいんじゃないかと、これはまだ9月の時点ではっきりした線が出ればこれは可能できると、ただこの事業として、これは早急にやらないかと、そういう面も実際的に分かるとつもりでございます。そういうことで今後の課題として、これはまた振り替えというようなこともやっぱり考える必要があると非常にこう公的な機関は、民間企業的な考え方じゃなくてやっぱしなんて言うかな、大幅なこう形的な形で動くのが公的な機関の成り行きなものですから我々はやはり町の財政を考えるならばやっぱりさっきも町長も申し上げられているように、やっぱり小さな財源で最大の効果を得るのがこれから先のやっぱり町においてもやっぱり我が家の家庭もそうであります、そういうことを考えて、やっていただくというふうにお願いをしておきたいと思います。それから2項目めの町長今のところまだ、んーということでございますが、そういうことも、今いい、ただ今はいたかところ絆創膏を貼っていかうじゃないのということではなくて、やはり今後の、和水町の発展する、また財政上非常にこれはいいというようなやっぱり判断をして行く機会でもあるということで、全体を、あれだけな広大なやっぱし番城グラウンドがもともとあって、その東工区が約4町ばかり、ああ、4ヘクタールばかりですね。それから第2グラウンドのあそこのおそらく2ヘクタール位あると思います。広大な土地です。実際にいってみればここから番城グラウンドに直で300メートルあるということですので、これを本当に町長がおっしゃられるような運動公園的な

ということで本当に終わっていいのかというやつもありますから、私の1つの意見として、これから聞いていただいてやっていただくと考慮しながら、そういうことでそれを一言、あと一言お願いしておきます。

○議長（杉本和彰君）

町長 福原秀治君

○町長（福原秀治君） ありがとうございます。非常に、先ほど私がお答えしたのと逆行しますので、ただおっしゃってる意味はよくわかります。よくわかります。もろもろそういう要素を取り入れまして、検討をしていきたいと思います。この事業ということにつきましては今のところちょっと即答を保留させていただきたいというですねちょっと話が、よれよれになってしましますものですから、どうか勘弁いただきたいと思います。

○議長（杉本和彰君）

10番 池田龍之介君

○10番（池田龍之介君） ちょっと最後にお聞きします。18ページ教育費総務費のことで7番の賃金で446万2,000円上がっております。これは全協の時に説明がありましたけれども東小学校の養護教諭の確保ができなかったからということで、町単独で東小学校の養護教諭の方を雇うための賃金であるという説明がありましたが、来年の4月1日から新教育法が施行されるようになってますね、教育委員会の構成、新教育長というポストを設けて今ある教育長それに教育委員長その2つを合わせたところで新ポストとした新教育長制度それが発足しますけれども、その中でおいて、人事案件については教育委員会の選考事項である。それまでの改正には踏み込めなかったわけですよ、ですね教育長。じゃあなぜその選考事項である人事の確保がなぜできなかったのかその理由をお聞かせください。

○議長（杉本和彰君）

教育長 小出正泰君

○教育長（小出正泰君） 教育委員会の方での人事ということは一点あるかと思いますが、新制度におきましては平成27年4月1日で施行されるということでございますけれども、これまで第2つ目の東小学校養護教員のその問題等もありますし、数年に渡り、県の人事課のほうから5学級以下の学校においては養護教諭又は事務職員を引き上げるというそういうような内容の指導があつたようでございます。でこれまでの小さい学校等では事務の先生がいなくて教頭先生が事務をするという学校もあっておりますし、それから和水町におきましても数年来養護教諭か事務職員どちらかを引き上げるという方向で進んでいるので、その点で各学校は対応をしてほしいということをしてこられたということでして25年度まではもう私どもも教育委員としてもそれは是非これは厳しい状況で是非お願いしたいということ強くこうお願いしてきたところです。25年度まではそういうことで、臨時の先生ではありましたが入れていただいております。ところが26年度のこの異動につきましてはやはりそれはやはり、県全体の流れとしてやはり特例というわけにはいけないというようなことで、この町から1つの県として東小学校の養護の教諭を引き上げることとございました。かなり人事の件で私も申し上げてはまいりましたがけれども

實際上内示されたら発令においては、やはりいただく事はできなかったという状況でございます。

○議長（杉本和彰君）

10番 池田龍之介君

○10番（池田龍之介君） もう少し、臨採、今は県の方では臨採とは言ってなくて講師ですかね教育関係に於いて採用しているのは講師という呼び名で臨採の職員を雇われておると思います。で25年度までは努力をしましたと、で今年度はどうしてもダメでしたということですが、将来的に今までいろいろ学校建設について複数の議員の方からあつてましたけれども、そう長くない将来に小学校の統合を考えておる。だからもう少しちょっとそれまででもというようなあと1歩進んだところで。協力を願えなかったのかと思うわけですよ、未来永劫的に、ずーっとしてくれじゃないわけですから、そして学校事務教諭と違うわけですよ養護教諭というのは、小学校児童いっぱい元気いっぱい外で遊びまわるわけですよ、そしたら、ちょっとしたかすり傷とか切り傷するわけですよ、だから学校事務の教諭以上、重要なポストじゃないかと思うわけですよ、だからそのところを考えて、今1歩努力をして欲しかったなあと私は思います。どうか今後そういうことがあった場合は、もうしばらく、もう少しごり押し的にお願いをしていただくように希望いたします。

○議長（杉本和彰君）

教育長 小出正泰君

○教育長（小出正泰君） 今池田議員のほうから非常に温かい背中を押していただいたんではないかと思っております。26年度の異動につきましても再三人事委員のほうに出かけて私も申し上げてまいりました。27年度の異動は先日も申し上げましたように既にもう4月1日から始まっております。で、そういうふうな状況でございますので機会を伺いながら是非こうお願いしてまいりたいとは思っています。ありがとうございます。

○議長（杉本和彰君） ほかに質疑ありませんか。

12番 笹淵賢吾君

○12番（笹淵賢吾君） 12ページの2の電子計算費の中の13の委託料総合行政システム改修業務委託料896万4,000円これについて説明をお願いします。

○議長（杉本和彰君）

企画課長 今村裕司君

○企画課長（今村裕司君） 笹淵議員の質問にお答えします。委託料の総合行政システム改修業務委託料をですけれどもこれは社会保障税番号制度通称マイナンバー制度導入に伴う平成26年度の総合行政システムですね、今、職員の方が使っている各システムパソコンのシステムですけどもその改修費となります。この事業は社会保障税災害対策の分野で番号制度の導入が主なものでありこれに関する業務が制度の導入の対象となつてるところでございます。これにつきましては補助金の方も大体73%ぐらいございましてその補助金が総務省関係厚生労働省関係等ございましてそのシステムの改修の内容によって総務省関係の補助金厚生労働省関係の補助金となっております。で平成26年度もそのシステム改修費として896万4,000円計上しているところでございます。

以上です。

○議長（杉本和彰君）

12番 笹渕賢吾君

○12番（笹渕賢吾君） 前回の全協の時にですね若干説明がありました、で私はその時も言ったんですが総国民番号制度的な形でですね国民一人一人に番号付けていろんな社会保障制度とか税の納入とかそういったもので統一していくような形で進められていくということですが、これのスケジュールを見ますとですね、これまで推進本部会議を6月にやって検討委員会会議そしてずっと職員研修とか住民への周知広報ということで9月から始まって来年度の9月までその後ですね個人番号の付番ですか、付番通知をすると個人番号の利用開始が平成27年度からの1月からというふうになってます。今、昨日もそうですけれどもインターネットを利用した形で被害が出てきてますよね昨日も、テレビでも報道されましたけれども、こういうふうに個人番号が1つで何でもわかるような形になってしまうとそういうふうに悪用されやすいということもですね、もっとも出てくるかと思うんですね、今でさえインターネットの相手方のメールとかも利用した形ですと悪用されてる状況が続いてますけれども、この番号制度でですねなったら要するに先ほど言いましたように納税状況とか、それからいろんな家族の状況もですね、含めてわかるような形になっていきますのでかなり秘密的なことがですね個人のプライバシー個人情報ですね、かなり一気にわかってしまうということが出てくるかと思うのですが、そういう意味でどういうふうに考えておられるかお聞きしたいと思います。

○議長（杉本和彰君）

企画課長 今村裕司君

○企画課長（今村裕司君） この番号制度については個人の番号ですね、番号を使用するのは原則的に市町村の職員というような形になるかと思います。市町村とか国の機関の職員、国が進めているこの番号制度のおおまかな形なんですけれども、先ほど言いました社会保障、税、防災関係に関する面でございまして、例えば1人の方が和水町から例えば玉名市に転出された場合、転出先でのいろんな年金の手続きとか税の手続きとかをする場合、その転出された方が和水町にきてその証明書とかなんとかをですねわざわざ取ってまた玉名市のほうに提出されるんじゃなくて転出された場合、転入先の方で玉名市のほうから和水町の役場のほうに個人番号でその本人さんの了解を得たら情報をもらっていいですか、という情報をいただいて玉名市の市役所が和水町の役場に直接パソコン内で情報を得るという形になっておりますので個人がインターネットとか何とかを使ってどうのこうのする個人番号じゃなくて行政機関とか国の機関そういう年金社会保障機関ですね、そういうところの手続き関係で市町村のデータをそれぞれ行政機関が入手するときに使う個人、マイナンバーというか個人番号の利用という形なると私のほうは今聞いております。後はその市町村の中で条例等作りまして市町村が必要な情報を出すことを条例でまた設定しまして他の市町村からの情報の提供とか情報の交換をできるような形になる制度という形になりますので簡単に個人ナンバーを持っておられますけれども、それを他のインターネットとかそういうのに使用するような形じゃない制度でございまして。以上です。

○議長（杉本和彰君）

12番 笹淵賢吾君

○12番（笹淵賢吾君） 添付書類の承諾や給付の適正化が図れるということで今回ですね、こういう形で出てきてるというふうに説明だったですので、本人が本人のやり方次第でそういう簡単にそれから給付が得られるというふうなことだというふうに思ったわけですが、今の答弁だとですね、やっぱり国とか地方公務員の方ですね、全体的にやられると非常にやられるということですが、そうしますと職員の徹底した個人の情報を漏らさないようにですね、きちんとやらなければ非常に犯罪などに結びついていくと、で実際に今市町村段階でも、そういったことがあちらこちらで出てきてますので、いろんな問題が、だからそういうことを考えれば非常にこれは利用すればいいように見えるけれども、落とし穴があるというふうに私は思っておりますので是非その辺は、研修会なども職員の方で予定されておりますのでその辺はきちっとやっていただきたいというふうに思います。

○議長（杉本和彰君） 答弁入りますか。

企画課長 今村裕司君

○企画課長（今村裕司君） はいありがとうございます。職員の研修等につきましては、今後じっくりやりながらその辺の情報漏洩とかなんとかないように徹底していきたいと思います。また国の方ではいろんなそういう情報漏洩とかなんとかになった場合は罰則等もまた規定されておりますので、その辺のほうも十分に研修会等説明しながら、職員のこのマイナンバーの取り扱いについては十分注意するように指導していきたいと思います。以上です。

○議長（杉本和彰君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

○議長（杉本和彰君）

これから討論を行います。討論ありませんか。

○議長（杉本和彰君） 原案反対ですね。

2番 森 潤一郎君

○2番（森 潤一郎君） 2番議員の森でございます。私は議案32号、平成26年度和水町一般会計補正予算に対して反対の立場から討論させていただきます。先ほどの質疑の折にも申し上げましたけれども、私は平成20年4月から25年3月まで6年間江光寺区民のみなさんから区長職を仰せつかり、その間町の中央校区代表区長や区長会長も歴任をいたしました。あたかも和水町小・中学校統廃合事業の推進時期でもありますし、その事業として最初に始まったのが学校用地の取得交渉でした。当時該当する区長さん方が、用地提供の地権者の方々へ説明あるいは説得など執行部の方々と一緒になって大変なご苦労だったことを覚えております。用地提供の地権者の方々がおられる該当区の区長さん方が幾晩も立石公民館に集まられて、執行部の人たちと何回も会議

を重ねられていったのを思い出します。私は中央校区代表区長として会議の立ち会いをしたのでよく覚えております。もちろん関係区の区長さん方町の執行部の人たち、関係議員の総力を挙げまして長い時間をかけて用地購入が成されていったのです。もちろん、その用地購入の条件は学校用地として使用するということが当然のことです。今、用地目的が変更になろうとしている以上用地提供の地権者に対する誓約書違反やあるいは大規模開発申請に対する違反はどうなるのか、町執行部としてどう扱うのか何も説明を受けておりませんし、何も見えてきません。そういう中で菊水区域学校統合推進委員会なるものの設置が予算化されています。この問題については先ほど9番庄山議員のほうからも指摘がありましたけれども、あたかも菊水区域だけの問題のような受け止められ方がするような委員会であります。私も委員会のあり方そのものにも問題があるように思えてなりません。用地提供の地権者に対する誓約書違反の説明が町としてちゃんとなされないならば当時、労を尽くした区長さん方の面目は丸潰れです。今後住民の町に対する信頼はどんどん薄れていくでしょう。下手をすれば感情が出てきて訴訟問題になって発展しかねません。地権者の方々該当区の区長さんや国や県に対して具体的なアクションが全く見えないのが実情です。さらに用途不明のまま工事請負費として1億7,714万円の基金繰入金に充当となっております。

目的変更即ち町の執行方針を大きく舵を切ったのは現在の為政者である町長さんの都合であります。住民の都合では決してありません。今まで調整に携わってきた人たちが苦労して積み立ててきた大事な基金を簡単に崩しているようにしか見えません。私は学校統合事業費の1項目だけのためにこの32号議案全体を反対するというのは非常に心苦しいだけでなく、自分自身の議員生命さえも、賭けざるを得ないような気持ちでいっぱいあります。区長時代、行政の末端とは言え番城グラウンド学校建設に携わってきた以上やむを得ません。反対をせざるを得ません。よって、ここに32号議案反対の意思を示し反対討論とします。ありがとうございました。

○議長（杉本和彰君） 次に原案に賛成の発言を許します。

討論ありませんか。

○議長（杉本和彰君）

5番 荒木政士君

○5番（荒木政士君） 5番議員の荒木でございます。賛成討論を行います。今定例会平成26年度一般会計補正予算は通常補正予算と違い当初骨格予算に対する肉付け予算であります。その金額6億8,745万6000円と大きな補正となっております。補正の中身を見ても歳出面におきまして総務費の中で総合行政システム改修業務委託料896万4,000円、LED照明設計委託料669万6,000円、また農業振興費につきましては鳥獣被害防止総合対策事業1,918万8,000円、商工費では地域人づくり事業に2,573万9,000円、そして土木費におきましては道路維持費で4,542万円、道路新設改良費単独分で1億9,712万7,000円、補助事業で8,000万円、橋梁事業費1,800万、住宅管理費で2,878万円、そして先ほどまで3時間程度議論がなされておりました学校統合事業費の番城グラウンド造成費用1億7,714万などが大きな歳出となっております。特に、この番城グラウンド造成工事につきましては議員の皆様御存じのとおり、昨年度よりこの造成については計画どおり行

うという決定をしていた事業でもあります。ただ使い道決定がしていない点で一般財源基金繰り入れの対応ということが少し問題になっているところではあります。全体で見ましても農業振興、雇用促進インフラ整備等々各事業に目配れされた補正であると思うところであります。ある見方をすれば従来踏襲型の予算編成かもしれません。私も一言町長に申し上げます。今までの議論の中で町長も学校統廃合既存校舎改修によって統合していくという決意を表明をされました。トップである町長は施政方針また選挙公約に基づき、和水町のリーダーとしてスピード感を持ったやはり町政をやっていただきたいと思います。そのためにはやはり福原色のある程度出るような補正も必要ではなかろうかという点は指摘しておきます。また今後9月、12月あります。スピーディーをもっていろんな事業をやるためにはやはり財源が必要でございます。大いに補正予算を組んでいただきたい私はそう思っております。先ほども申しましたとおりいろんな面で各事業に目配りされた補正であるという点から賛成するものであります。これで私の賛成討論を終わります。

○議長（杉本和彰君） 原案に反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

○議長（杉本和彰君） これから議案第32号「平成26年度和水町一般会計補正予算（第1号）」を採決します。この採決は起立によって行います。

議案第32号について原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（杉本和彰君） 起立多数です。

したがって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第33号 平成26年度和水町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第1号）

○議長（杉本和彰君） 日程第7、議案第33号「平成26年度和水町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第1号）」を議題とします。

○議長（杉本和彰君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

○議長（杉本和彰君） これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第33号、平成26年度和水町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第1号）を採決します。

この採決は起立によって行います。議案第33号について原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（杉本和彰君） 起立全員です。

したがって議案第33号は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第34号 平成26年度和水町簡易水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（杉本和彰君） 日程第8、議案第34号「平成26年度和水町簡易水道事業会計補正予算（第1号）」を議題とします。

○議長（杉本和彰君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長（杉本和彰君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

○議長（杉本和彰君） これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長（杉本和彰君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第34号、平成26年度和水町簡易水道事業会計補正予算（第1号）を採決します。

この採決は起立によって行います。議案第34号について原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（杉本和彰君） 起立全員です。

したがって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第35号 町道の路線認定について

○議長（杉本和彰君） 日程第9、議案第35号「町道の路線認定について」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（杉本和彰君）

10番 池田龍之介君

○10番（池田龍之介君） ちょっとお伺いします。この今、議案になってる町道認定の件は大江田区のほうから要望書が、昨年平成25年11月25日付けで、役場のほうに提出されており役場の方で第728号として受付をされている路線の認定だろうと思います。まずお伺いしたいのは、道路認定をするにあたり、議会のほうには常任委員会というのがあります。建設経済常任委員会になるかと思いますが、所管の委員会は。この受付後に建設常任委員会を何回開かれたのか、開かれた開催日時をお教えていただきたい。

○議長（杉本和彰君）

建設課長 池田宝生君

○建設課長（池田宝生君） 10番議員の池田議員の御質問にお答えいたします。常任委員会の回数ということでございますけれども、昨年の25年11月25日に言われるとおりの要望書が出ております。町のほうとしても検討をいたしまして早急に提案をしていくべきものと考えておりますが、実際に常任委員会の開催を行ったのは6月3日でございます。1回でございます。

○議長（杉本和彰君）

10番 池田龍之介君

○10番（池田龍之介君） 町道に認定するのは、行政区の区民の方々の便宜を図るためには非常に大切な重要なことだと思います。でも、所管の委員会の開催がですよ、6月3日の1回だけというのは私はどうしても納得いかんところがあるわけですよ。議員改選が3月に選挙が行われて、改選が行われましたけれども、臨時議会が遅れて5月8日の日に議会構成は終わってるわけですよ、結局委員会構成もあってるわけですよ。6月3日という約1カ月議員構成が終わった後、約1カ月後に開催されているわけですね。もう少しなぜ早めに常任委員会所管の委員会を開催されて町道にしたいという意思を伝えられなかったのか、そして多分6月3日は全員協議会がっております。これは言うか言いまいかちょっと迷いましたけれども、現場も見には行っておられないと思います。ですね。

○議長（杉本和彰君）

建設課長 池田宝生君

○建設課長（池田宝生君） 6月3日の日には確かに言われるように現地に行ってはいませんが、その後、4名の常任委員さんのうち1名の方は既に御存じというふうなことで行かれませんでしたけれども、3名の委員さんについては、私も一緒に現地に行きまして確認いたしております。以上です。

○議長（杉本和彰君）

10番 池田龍之介君

○10番（池田龍之介君） 3べん目ですのでもう最後になるかと思います。現場を見に行っていないということを言いましたのは失言だったと訂正をいたします。私が言いたいのはできるだけ所管の委員会、今は建設課長に申しておりますけれども他の課長さんも、聞いておいてほしいのは所管の委員に委員会に関する要望書、陳情書、請求書、請願書そういうのか出てきた場合は必ず委員会常任委員会所管の委員会を開催してほしいとですよ。我々が開催できるのは議会のほうに提出があった所管の委員会の委員会はこちらで把握できます。しかし議会に提出されない要望書なり陳情書なり町で止まっとるのについては、こちらにお知らせがない限り所管の委員会として動きが取れないところがあるわけですよ。だからやはり執行部、議会、車の両輪ということで例えがあります。だから意思の疎通を図るためにも、そういう事はできるだけ議会のほうに相談をしてほしいという要望だけをお願いしておきます。

○議長（杉本和彰君）

建設課長 池田宝生君

○建設課長（池田宝生君） はい。誠に、池田議員の言われることがもっともなことだと認識いたしますので、今後、十分私も確かに認識不足のところもあったと思いますので、十分ご相談をしながら、今後進めていきたいというふうに思いますのでどうぞよろしくお願いいたします。

○議長（杉本和彰君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

○議長（杉本和彰君） これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第35号、町道の路線認定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。議案第35号について原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（杉本和彰君） 起立全員です。

したがって議案第35号は原案のとおり可決されました。

日程第10 同意第3号 和水町固定資産評価委員の選任について

○議長（杉本和彰君） 日程第10、同意第3号「和水町固定資産評価委員の選任について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○議長（杉本和彰君）

町長 福原秀治君

○町長（福原秀治君） 町長でございます。同意第3号について御説明いたします。和水町固定資産税評価委員の選任について次の者を選任いたしたく御同意を求めます。平成26年6月20日。和水町長福原秀治。住所和水町和仁1151番地1。氏名 石原民也。昭和32年1月26日生まれでございます。

提案理由につきましては、固定資産税評価委員の選任については地方税法第404条第2項の規定により議会のご同意を得る必要があるわけでございます。なお皆様御承知のとおり石原民也税務住民課長が対象者でございます。よろしくご審議お願い申し上げます。

○議長（杉本和彰君）

町長 福原秀治君

○町長（福原秀治君） 大変失礼いたしました。訂正させていただきます。固定資産税評価委員と申しましたけれども、固定資産評価委員の過ちでございます。それから同意の提出日付を26年6月20日と申しましたけれども、初日の6月13日ということに訂正させてください。申し訳あり

ません。

○議長（杉本和彰君） 休憩します。

休憩 午後 3 時58分

再開 午後 3 時59分

○議長（杉本和彰君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

○議長（杉本和彰君） これから、同意第 3 号「和水町固定資産評価委員の選任について」採決します。

この採決は起立によって行います。

同意第 3 号について原案とおりに同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（杉本和彰君） 起立全員です。

したがって、同意第 3 号は原案のとおり同意することに決定しました。

日程第11 報告第 1 号 平成25年度和水町一般会計繰越明許費繰越計算書について

○議長（杉本和彰君） 日程第11、報告第 1 号「平成25年度和水町一般会計繰越明許費繰越計算書について」を議題とします。

本案について説明を求めます。

総務課長 高木洋一郎君

○総務課長（高木洋一郎君） 報告第 1 号、平成25年度和水町一般会計繰越明許費繰越計算書について御報告いたします。本計画書は地方自治法施行令第146条第 2 項地方公共団体の長は繰越明許に係る歳出予算の経費を翌年度に繰り越した時は、翌年度において繰越計算書を調製し、これを次の議会において議会に報告しなければならないという規定により報告するものであります。報告者は和水町長福原秀治。報告日は平成26年 3 月13日です。 6 月13日です。失礼しました。報告日は平成26年 6 月13日です。

次のページをお開きいただきたいと思います。平成25年度から平成26年度に繰越しました案件

は6件ございます。合計の2億2,142万6,475円を繰り越しております。その内訳は、内訳の財源は906万6,000円がすでに国県から支出金が入っております。その他に、8,362万5,900円こちらも国県の支出金で合わせて9,269万1,900円が国県の支出金でございます。地方債が8,730万円、その他特定財源これは受益者等の負担分ですが264万円、そして一般財源が3,879万4,575円でございます。1件目の3款民生費、2項児童福祉費、次世代育成支援事業費307万8,000円を繰り越しております。これは子育て制度の改正に伴いますコンピューターシステムの構築事業でございます。2件目の6款1項農業振興費、農業振興事務経費930万円。これは津田地区の暗渠排水に対する補助金を繰り越しております。3件目同じく6款の農林水産費の1項農業費の団体営圃場整備事業経費2,700万円です。これは熊本県の農業基盤整備補助金を活用した農業用施設の改修事業費に繰り越すものであります。4件ございまして4つの改修工事がございまして日平川堰2カ所の改修、それから、竈門取水堰の改修、下岩排水路の改修、の4件です。今申し上げました3件子育て、それから農業振興、団体圃場整備この3件につきましては、国の経済対策の補正予算が1月に成立したことによりまして年度を繰り越し、今年度に事業を執行するものであります。4件目、土木費道路橋梁費の用木米渡尾線道路整備事業6,602万9,299円を繰り越しております。5件目は同じく土木費の道路橋梁費、橋梁維持管理経費といたしまして、1,601万9,276円です。を繰り越します。これは橋梁長寿命化修繕計画に基づき事業を進めてまいっておりますが、2つの橋、岩、下橋と半田六橋の改修工事を繰り越しております。6件目の教育費、教育総務費の学校統合費1億円、これは三加和小学校のプール建設事業分です。4番目から6番目の3つの案件につきましては、災害復旧や九州北部九州災害復旧事業等によりまして資材不足に陥ったことが、主な要因で繰越をさせていただいている案件でございます。以上、報告を終わります。

○議長（杉本和彰君） 本案について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で報告第1号、平成25年度和水町一般会計繰越明許費繰越計算書についての報告を終わります。

日程第12 報告第2号 平成25年度株式会社菊水ロマン館の決算報告について

○議長（杉本和彰君） 日程第12、報告第2号「平成25年度株式会社菊水ロマン館の決算報告について」を議題とします。地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、株式会社菊水ロマン館の決算状況は、先般行われた全員協議会での報告に代えさせていただきます。

日程第13 報告第3号 平成25年度株式会社肥後元気村の決算報告について

○議長（杉本和彰君） 日程第13、報告第3号「平成25年度株式会社肥後元気村の決算報告について」を議題とします。地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、株式会社肥後元気村の決算状況は、先般行われた全員協議会での報告に代えさせていただきます。

日程第14 陳情等の常任委員長報告について

○議長（杉本和彰君） 日程第14「陳情等の常任委員長報告について」を議題とします。常任委員会に付託した陳情等について建設経済常任委員長から陳情等審査報告書が提出されました。委員長から審査の経過と結果について報告を求めます。

○議長（杉本和彰君）

建設経済常任委員長 高巢泰廣君

○建設経済常任委員長（高巢泰廣君） 建設経済常任委員長の高巢でございます。本定例会において、建設経済常任委員会に付託されました陳情の審査結果について報告いたします。なお、審査につきましては、6月13日全員協議会終了後、中会議室におきまして慎重に審査を行っております。受付番号第86号建設業従事者アスベスト被害者の早期救済解決を図るよう国に働きかける陳情書の審査結果は採択です。以上で本委員会に付託されました陳情等の審査の結果について報告を終わります。

○議長（杉本和彰君） 委員長の報告を終わり、これから委員長報告に対する質疑を行います。受付番号第86号建設業従事者アスベスト被害者の早期救済解決を図るよう国に働きかける陳情書を議題といたします。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、受付番号第86号建設業従事者アスベスト被害者の早期救済解決を図るよう国に働きかける陳情書を採決します。

本件に対する委員長の報告は、採択です。受付番号第86号建設業従事者アスベスト被害者の早期救済解決を図るよう国に働きかける陳情書は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（杉本和彰君） 起立全員です。

したがって、受付番号第86号建設業従事者アスベスト被害者の早期救済解決を図るよう国に働きかける陳情書は委員長報告のとおり採択することに決定しました。

日程第15 閉会中の継続審査について（建設経済常任委員会）

○議長（杉本和彰君） 日程第15、建設経済常任委員会の閉会中の継続審査についてを議題とします。建設経済常任委員長から委員会において審査中の事件について、会議規則第75条の規定によってお手元に配りました「閉会中の継続審査申出書」のとおり閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶもの多数)

○議長(杉本和彰君) 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

日程第16 閉会中の継続調査について(各委員会)

○議長(杉本和彰君) 日程第16、各委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。

各委員長から会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました「閉会中の継続調査申出書一覧表」のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。お諮りします。各委員長から申出のとおり閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶもの多数)

○議長(杉本和彰君) 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第17 議員派遣の件

○議長(杉本和彰君) 日程第17、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。議員派遣の件についてはお手元に配りましたとおり派遣することにしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶもの多数)

○議長(杉本和彰君) 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件はお手元に配りましたとおり派遣することに決定しました。

しばらく休憩します。

休憩 午後4時13分

再開 午後4時16分

○議長(杉本和彰君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。ただいま、議員提案で発議第2号建設業におけるアスベスト被害者の救済と被害の根絶に関する意見書提出についてが提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶもの多数)

○議長(杉本和彰君) 異議なしと認めます。

発議第2号を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

追加日程第1 発議第2号 建設業におけるアスベスト被害者の救済と被害の根絶に関する

意見書提出について

○議長（杉本和彰君） 追加日程第1、発議第2号「建設業におけるアスベスト被害者の救済と被害の根絶に関する意見書提出について」を議題にします。

発議第2号は、会議規則39条第2項の規定によって趣旨説明を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第2号は趣旨説明を省略することに決定いたしました。

これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、発議第2号「建設業におけるアスベスト被害者の救済と被害の根絶に関する意見書提出について」を採決します。

この採決は起立によって行います。

発議2号について原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（杉本和彰君） 起立全員です。

したがって、発議第2号建設業におけるアスベスト被害者の救済と被害の根絶に関する意見書提出については原案のとおり可決されました。

お諮りします。ただいま、議決されました「発議第2号の意見書」については、その字句・数字その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 異議なしと認めます。

したがって、その字句・数字その他の整理は議長に委任することに決定しました。

これで、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

6月議会定例会の閉会にあたり一言御挨拶を申し上げます。

去る6月13日以来8日間議員各位におかれましてはご熱心に審議を賜りまして、厚くお礼申し上げます。また、会議を通じて議事進行に各位の御協力を得ましたことを重ねてお礼申し上げます。町執行部におかれましては、成立しました各議案の執行にあたって適切なる運用をもって進められ町政の発展のため一層の努力をお願い申し上げ閉会の御挨拶といたします。

これで、平成26年6月和水町議会定例会を閉会します。
御起立願います。
お疲れさまでした。

閉会 午後4時20分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

和水町議会議長

署名議員

署名議員